

令和6年度 第1回世田谷区男女共同参画推進部会 次第

令和6年6月25日（火）

午後6時～午後8時

男女共同参画センターらぶらす
研修室3・4

- 1 開会
- 2 議事

【協議事項】

- (1) 男女共同参画に関する区民意識・実態調査の設問について・・・資料1、1－1
- (2) 令和5年度世田谷区第二次男女共同参画プラン後期計画取組み状況報告書について
・・・資料2、2－1

【報告事項】

- (1) 男女共同参画に関する区民意識・実態調査について・・・資料3、3－1
- (2) 男女共同参画タウンミーティングについて・・・資料4、4－1
- (3) 「男女共同参画推進事業に関するご意見・課題等」にかかる対応状況について
・・・資料5

- 3 その他
- 4 閉会

◆今後の予定

日 時：令和6年8月8日（木） 午後2時～4時
場 所：梅丘パークホール

◆配付資料

- | | |
|-------|-------------------------------------|
| 資料1 | 「男女共同参画に関する区民意識・実態調査」設問一覧 令和6年度（案） |
| 資料1－1 | 「男女共同参画に関する区民意識・実態調査」設問比較表 |
| 資料2 | 令和5年度世田谷区第二次男女共同参画プラン後期計画 取組状況調査報告書 |
| 資料2－1 | 令和6年度審議会等への女性委員の登用状況調査結果 |
| 資料3 | 男女共同参画に関する区民意識・実態調査概要 |
| 資料3－1 | （仮称）第三次男女共同参画プラン策定に向けて |
| 資料4 | 男女共同参画ミニミーティングちらし（案） |
| 資料4－1 | 男女共同参画タウンミーティングちらし（案） |
| 資料5 | 「男女共同参画推進事業に関するご意見・課題等」にかかる対応状況 |

◆意見集約票

【事務局】

世田谷区生活文化政策部人権・男女共同参画課
電話03-6304-3453
FAX 03-6304-3710

項目 3		【労働・職場】			
問6	経年	あなたの職業は次のどれですか。 (○は1つだけ)	経年	1. 自営業・経営者 2. 自営業・家族従業者 3. 自由業・個人事業 4. 家庭内労働・内職 5. 常勤の勤め人・部課長以上 6. 常勤の勤め人・一般 7. パート・アルバイト・臨時の勤め人 8. 派遣社員（登録派遣） 9. 家事専業 10. 無職 11. 学生	
問6で「1」～「8」とお答えの方に（「問6－1、6－2」）					
問6-1	経年	あなたが、働いている理由はどのようなことでしょうか。 (○は3つまで)	経年	1. 生計を維持するため 2. 生活費補助のため 3. 将来に備えて貯蓄するため 4. 自分で自由になる収入がほしいため 5. 自分の能力、技能、資格を生かすため 6. 働くことが好きだから 7. 視野を広めたり、友人を得るため 8. 社会的な信用を得るため 9. 働くのがあたりまえだと思うから 10. 家業だから 11. 時間的に余裕があるから 12. その他（ ）	
問6-2	経年	あなたの職場では、仕事の内容や待遇面で、女性に対して次のようなことがありますか。 (○はあてはまるものすべて)	経年	1. 賃金に男女差がある 2. 昇進、昇格に男女差がある 3. 能力を正當に評価しない 4. 配置場所が限られている 5. 補助的な仕事しかやらせてもらえない 6. 女性を幹部職員に登用しない 7. 結婚や出産で退職しなければならないような雰囲気がある 8. 中高年以上の女性に退職を勧奨するような雰囲気がある 9. 教育・研修を受ける機会が少ない 10. その他（ ） 11. 特にない	
問7～9は、現在働いていない方のみお答えください。					
問7	経年	あなたは、今までに仕事についてことがありますか。 (○は1つだけ)	経年	1. 仕事についてことがある 2. 仕事についてことはない	
問8	経年	あなたが、現在働いていない理由は、次のどれにあたりますか。 (○は3つまで)	経年	1. 働かなくても経済的に困らない 2. 家事・育児に専念したい 3. 家事・育児と両立できない 4. 高齢者や病人の介護・看護と両立できない 5. 健康に自信が持てない 6. 職業能力に自信が持てない 7. 希望や条件にあう仕事が見つからない 8. 趣味や社会活動など他にやりたいことがある 9. 家族の反対がある 10. 家族の転勤や転居がある 11. 求職に年齢制限がある 12. 高齢だから 13. 求職活動中だから 14. 扶養家族の方が有利だから 15. その他（ ） 16. 特に理由はない	
問9	経年	あなたは、今後仕事や社会活動をしたいと思いますか。 (○は1つだけ)	経年	1. 常勤で働きたい 2. パートで働きたい 3. 自分で事業をはじめたい（起業） 4. 自宅や身近な場所などでインターネットを通じて仕事をする“SOHO”や“テレワーク”で働きたい 5. 非営利活動団体（NPO、NGO等）で活動したい 6. 家の仕事（家業）を手伝いたい 7. したいができないと思う 8. 働きたいと思わない	
問10	経年	女性の働き方について、あなたが望ましいと思うのは次のどれですか。 (○は1つだけ)	経年	1. 仕事はもたない 2. 結婚するまでは仕事をもつが、結婚後はもたない 3. 子どもができるまでは仕事もち、その後はもたない 4. 子育ての時期だけ一時やめて、その後はまた仕事をもつ 5. 結婚・出産にかかわらず、ずっと仕事をもつ 6. その他（ ）	
問11	経年	女性が長く働きつづけることを困難にしたり、障害になっている理由はどんなことだと思いますか。 (○はあてはまるものすべて)	経年	1. 育 児 2. 子どもを預けるところ（保育園）がない 3. 高齢者や病人の介護・看護 4. 子どもの教育 5. 家 事 6. 夫の転勤 7. 家族の無理解 8. 職場での結婚・出産退職の慣行 9. 育児休業や再就職など、長く働き続けるための職場の条件・制度が不十分 10. 昇進・教育訓練などでの男女の不公平な取り扱い 11. 女性はすぐやめる、労働能力が劣るという考え方 12. その他（ ） 13. 障害、困難になるものはない 14. わからない	
項目 4		【仕事と子育て】			
問12	経年	仮に、あなたやあなたの配偶者がこれから出産する場合、あなたは育児休業制度を利用しますか。 (○は1つだけ)	経年	1. 利用する 2. 利用しない 3. わからない	
問12で「2.利用しない」とお答えの方に（「問12－1」）					
問12-1	経年	育児休業制度を利用しない理由は次のどれですか。 (○は2つまで)	経年	1. 職場に迷惑がかかる 2. 職場の環境が育児休業を取得できる雰囲気ではない 3. 復帰後、職場に対応できるか不安がある 4. 元の仕事（職場）に復帰できるとは限らない 5. 昇進・昇格への影響が心配 6. 収入が減少する 7. 必要性を感じない 8. その他（ ） 9. 特に理由はない	
問13	経年	育児休業制度をさらに利用しやすくしていくためには、どんなことが必要だと思いますか。 (○は2つまで)	経年	1. 事業主や上司の理解 2. 職場内の理解を深めていくこと 3. 休業中の経済的支援 4. 休業期間の延長 5. 短時間勤務制度等休業後、職場復帰しやすい体制の整備 6. 休業中の情報提供、職場復帰研修の実施 7. 代替職員の確保のための援助制度の充実 8. 休業後、スムーズに保育所等に入所できる体制の整備 9. 育児休業制度についての行政機関等の普及啓発 10. その他（具体的に： ） 11. 特にない 12. わからない	
問14	経年	子育てと仕事の両立を図るために、職場においてどのような制度や支援策の充実が必要だと思いますか。 (○は3つまで)	経年	1. 妊娠中や育児期間中の勤務軽減（フレックスタイム制度や短時間勤務制度など） 2. 育児休業制度や再雇用制度の普及促進及び円滑に利用できる環境づくり 3. 子どもが病気やけがの時などに安心して看護のための休暇が取れる制度 4. 勤務先に保育施設を設置する 5. 男性も育児休業制度が利用できるなど、子育てに男性も参加できる環境づくり 6. 子育てと仕事の両立に向け、職場内の理解を深めていくこと 7. 女性の就労継続に対する企業の理解や支援 8. その他（ ） 9. 特にない 10. わからない	
問15	経年	子育てと仕事の両立を図るために、区ではどのような施策が必要だと思いますか。 (○は3つまで)	経年	1. 保育園の多様な運営（長時間保育、病後児保育等） 2. 地域の中で子育てをする仕組み 3. 企業などに対する啓発 4. 相談場所の開設 5. 情報交換できる場所の提供 6. その他（ ） 7. わからない	
項目 5		【介護】			
問16	経年	あなたご自身が高齢になり介護が必要になったときは、誰に介護をしてほしいですか。 (○は1つだけ)	修正	1. 配偶者・パートナー 2. 娘 3. 息子 4. 子（女）の配偶者 5. 子（男）の配偶者 6. 兄弟姉妹 7. 孫 8. 友人 9. 公的・民間サービスを利用する 10. その他（ ） 11. わからない	
問17	経年	これからは公的・民間サービスの整備とともに、男性も共に介護を担うことが求められます。男性の介護への参加を進めるためには、どのようなことが必要だと思いますか。 (○は2つまで)	経年	1. 男性が取りやすいような介護休暇制度を整備する 2. 男性が気軽に参加できるような介護講座を開催する 3. 男性の理解と協力を得るための啓発活動を行う 4. 労働時間を短くしたり、在宅勤務、フレックスタイムの導入などを企業に働きかける 5. 女性が男性に介護への参加を強く要望する 6. 介護は今まで通り、女性が中心となって行うべきで、男性の参加は必要ない 7. その他（ ） 8. わからない	

項目 9	【仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）】		
（説明）	経年	【資料】 ※仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）とは：誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域活動などにおいても子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることです。 なお、以下の質問における用語の意味は次のとおりとします。 ○「仕事」 自営業主（農林漁業を含む）、家族従業者、雇用者として、週1時間以上働いていること。常勤（フルタイム）、パート、アルバイト、嘱託などは問わない。 ○「家庭生活」 家族と過ごすこと、家事（食事の支度・片付け、掃除、洗濯、買い物など）、育児、介護・看護など ○「地域・個人の生活」 地域・社会活動（ボランティア活動、社会活動、交際・つきあいなど）、学習・研究（学業を含む）、趣味・娯楽、スポーツなど	経年
問30	経年	あなたの生活の中で「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」の優先度についておたずねします。あなたの希望に近いものはどれですか。現在仕事をしていない方もお答えください。 （○は1つだけ）	経年 1. 「仕事」を優先したい 2. 「家庭生活」を優先したい 3. 「地域・個人の生活」を優先したい 4. 「仕事」と「家庭生活」をともに優先したい 5. 「仕事」と「地域・個人の生活」をともに優先したい 6. 「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先したい 7. 「仕事」と「家庭生活」と「地域生活」をともに優先したい 8. わからない
問31	経年	問30の考え方に対して、あなたの現実（現状）に近いものはどれですか。 （○は1つだけ）	経年 1. 「仕事」を優先している 2. 「家庭生活」を優先している 3. 「地域・個人の生活」を優先している 4. 「仕事」と「家庭生活」をともに優先している 5. 「仕事」と「地域・個人の生活」をともに優先している 6. 「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先している 7. 「仕事」と「家庭生活」と「地域生活」をともに優先している 8. わからない
問32	経年	今後、仕事と生活の調和を図る上で、何が重要だとお考えですか。 （○は3つまで）	修正 1. 保育サービスや介護サービスなど、育児・介護に関する社会的サポートの充実 2. 育児・介護休業取得に対する職場の上司・同僚の理解浸透 3. 職場の両立支援制度の充実 4. 両立支援制度の利用の促進 5. 法律や制度の充実 6. 長時間勤務の見直し 7. 地域で、日常的に交流の持てるグループやサークル、団体などの自主的な活動に参加できる場の充実 8. 家族のサポートや家族の意識改革 9. 個人の意識改革や努力 10. 在宅勤務等の多様な働き方の推進 11. その他（具体的に： ）
項目 1 0	【防災】		
問33	修正	近年、頻発化する震災を経て、防災のまちづくりの一層の推進が課題となっています。あなたは、防災分野で男女共同参画の視点を活かすためには、どのようなことが重要だと思いますか。 （○はあてはまるものすべて）	経年 1. 災害や防災に関する知識の習得を進める 2. 防災分野の委員会や会議に、より多くの女性に参加できるようにする 3. 災害対応や復興においてリーダーとなれる女性を育成する 4. 災害に関する各種対応マニュアルなどに男女共同参画の視点を入れる 5. 消防職員、消防団員、警察官、自衛官などについて、防災現場に女性が十分配置されるよう、採用・登用段階を含めて留意する 6. 避難所設備に女性の意見を反映させる 7. 備蓄品に女性の視点を活かす 8. その他（ ） 9. わからない
項目 1 1	追加	【男性特有の生きづらさについて】	
説明	追加	内閣府の女性版骨太の方針2023では、「男性の望まない孤独と孤立の解消を図る必要がある」と明記されました。男性特有の生きづらさについて、社会的にも注目を集めています。	
F1で「1」と答えた方に			
問34	追加	初めて生きづらさを感じた時期はいつ頃ですか （○は1つだけ）	追加 1. 幼少期（小学校入学以前） 2. 小学校 3. 中学校 4. 高校 5. 大学、専門学校等 6. 就職後 7. 結婚後 8. その他（具体的に ） 9. 特に感じたことはない
問34 - 1	追加	その生きづらさの理由はどれに最も近いですか。 （○は3つまで）	追加 1. 弱音をはけない 2. 力仕事や危険な仕事を任せられる 3. リーダーシップを求められる 4. 家族を養う経済力を求められる 5. 家事・介護・育児等より仕事を優先される 6. その他（具体的に ） 7. 特に感じたことはない
F1で「2」「3」と答えた方に			
問34 - 2	追加	一般的に、どのような場面で男性は生きづらさを感じると思えますか。 （○は3つまで）	追加 1.家庭 2.職場 3.地域 4.学校 5.友人関係 6.親子関係 7.その他（具体的に ） 8.わからない
項目 1 2	【性的マイノリティ（性的少数者）】		
（説明）	経年	性的マイノリティとは、「出生時に判定された性と性自認が一致し、かつ、性的指向は異性」という表現に当てはまらない人のことをいいます。例えば、同性愛者、両性愛者、トランスジェンダー（性同一性障害・性別違和など）が当てはまります。	
問35	経年	あなたは、今まで自分の性のあり方（好きになる相手の性別や、自分自身の性別への違和感など）に悩んだことはありますか。 （○は1つだけ）	経年 1. ある 2. ない
問36	経年	あなたは、性的マイノリティという言葉をご存知ですか。 （○は1つだけ）	経年 1. 知っている 2. 初めて知った 3. その他（ ）
問37	経年	性のあり方に関する次の意見のうち、あなたの意見に近いのはどれですか。 （○は1つだけ）	経年 1. 性のあり方は個人の 趣味・嗜好 によるものである 2. 性のあり方は個人の 趣味・嗜好 によるものではない 3. その他（ ） 4. わからない
問38	修正	あなたは、性的マイノリティの方々が暮らしやすい社会になるために何が必要だと思いますか。 （○は1つだけ）	修正 1. 周囲の理解や偏見・差別の解消 2. 教育現場での普及・啓発 3. 社会制度の見直し（同性婚の法的整備、社会保障等の平等） 4. 企業や公共施設でのハード面（トイレや更衣室等）の整備 5. 専門の相談機関の設置 6. その他（ ） 7. すでに暮らしやすい社会であると思う
問39	修正	世田谷区では、平成27年度から、同性 パートナー の方の気持ちを受け止める取組みとして「パートナーシップの宣誓」を行っています。また、令和4年度には対象者等を拡大し「パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓」へ制度を新たにしています。この取組みをご存知ですか。 （○は1つだけ）	修正 1. 「パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓」について内容を知っている 2. 「パートナーシップの宣誓」のみ内容を知っている 3. 名前は聞いたことがあるが、内容は知らない 4. 知らない
問40	経年	あなたは、「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」をご存知ですか。 （○は1つだけ）	経年 1. 条例も大まかな内容も知っている 2. 聞いたことがあるが、内容は知らない 3. 知らない

項目 1 3	追加	【コロナウイルス禍を経た環境変化】		
問41	追加	新型コロナウイルス感染症拡大により、日常生活や行動に次のような変化がありましたか。 （〇は3つまで）	追加	1. 仕事量が増えた 2. 仕事量が減った（なくなったを含む） 3. ワークライフバランスが実現できた 4. ワークライフバランスが実現できなくなった 5. 精神的に不安になることが増えた 6. 精神的に安定することが増えた 7. 家族との仲が良くなった 8. 家族との関係が悪化した 9. 食事の支度や掃除等、家事が増えた 10. 食事の支度や掃除等、家事が減った 11. その他（具体的に： ）
項目 1 4	追加	【区の政策について】		
（説明）	追加	区は「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」の基本的施策において、「性的マイノリティの性等の多様な性に対する理解の促進及び性の多様性に起因する日常生活の支障を取り除くための支援」を明記し、普及啓発のほかパートナーシップ宣誓制度や行政サービスの適用拡大等に取り組んでまいりました。 ○多様性とは「個人の尊厳を尊重し、年齢、性別、LGBTQなどの性的指向及びジェンダーアイデンティティ、国籍、障害の有無などにかかわらず、多様性を認め合い、自分らしく暮らせる地域社会を築く」ことを指します。		
問42	追加	このことを踏まえ、あなたは、個人の尊厳が尊重され、多様性を認められながら、自分らしく安心して暮らせていると感じていますか。 （〇は1つだけ）	追加	1. そう思う 2. どちらかといえばそう思う 3. どちらかといえばそう思わない 4. そう思わない
問43	追加	あなたは、ジェンダー主流化についてご存知ですか。 （〇は1つだけ）	追加	1. 知らない 2. 聞いたことがあるがよく知らない 3. 知っている
（説明）	追加	区はジェンダー主流化の視点を取り入れて、あらゆる分野における施策を推進しています。 ○ジェンダー主流化とは 政策・事業・組織運営のすべてのプロセスにおいて、ジェンダーの視点に立った対応を行うことで、「ジェンダー平等」を達成するための手段のことを言います。 ○ジェンダー平等とは すべての人が性別等に関わりなく、社会において平等な権利を持ち、尊重され、自己決定ができることを言います。		
問44	追加	このことを踏まえ、あなたは、次のどの取組みにおいて、最もジェンダー主流化の視点が大切だと考えますか。 （〇は1つだけ）	追加	1. 人権施策 2. 子育て 3. 教育 4. 医療 5. 福祉 6. 災害対策 7. 環境 8. まちづくり 9. 産業 10. 文化 11. スポーツ 12. その他（ ）
任意回答	経年	最後に、区の男女共同参画社会の実現に向けて、ご意見やご要望がありましたら、どんなことでもご自由にご記入ください。	経年	自由記述欄

令和6年度（案）					令和元年度					平成26年度								
設問番号		設問		回答	設問番号		設問		回答	設問番号		設問		回答				
項目1		【はじめに、あなた自身のことについておたずねします。】							項目1		【はじめに、あなた自身のことについておたずねします。】							
F1	経年	あなたの性別（性自認）は？		経年	1. 男 性 2. 女 性 3. その他		F1	修正	あなたの性別（性自認）は？		経年	1. 男 性 2. 女 性 3. その他		F1	あなたの性別は？		1. 男 性 2. 女 性 3. その他	
F2	経年	あなたのお歳はおいくつですか。		修正	1. 18～24歳 4. 35～39歳 7. 50～54歳 2. 25～29歳 5. 40～44歳 8. 55～59歳 3. 30～34歳 6. 45～49歳 9. 60～64歳 10. 65～69歳		F2	経年	あなたのお歳はおいくつですか。		経年	1. 20～24歳 4. 35～39歳 7. 50～54歳 2. 25～29歳 5. 40～44歳 8. 55～59歳 3. 30～34歳 6. 45～49歳 9. 60～64歳 10. 65～69歳		F2	あなたのお歳はおいくつですか？		1. 20～24歳 4. 35～39歳 7. 50～54歳 2. 25～29歳 5. 40～44歳 8. 55～59歳 3. 30～34歳 6. 45～49歳 9. 60～64歳 10. 65～69歳	
F3	経年	あなたは結婚していますか。		経年	1. している（事実婚・パートナーを含む） 2. していない（離別・死別など） 3. していない（未 婚）		F3	経年	あなたは結婚していますか。		修正	1. している（事実婚・パートナーを含む） 2. していない（離別・死別など） 3. していない（未 婚）		F3	あなたは結婚していますか。		1. している（事実婚を含む） 2. していない（離別・死別など） 3. していない（未 婚）	
F3で「1」とお答えの方に（「F3-1」）					F3で「1」とお答えの方に（「F3-1」）					F3で「1」とお答えの方に（「F3-1」）								
F3-1	経年	あなたの世帯は、共働きですか。		経年	1. 共働き 4. パートナーの片方だけ働いている 2. 夫だけ働いている 5. 夫婦・パートナーとも無職 3. 妻だけ働いている		F3-1	経年	あなたの世帯は、共働きですか。		修正	1. 共働き 4. パートナーの片方だけ働いている 2. 夫だけ働いている 5. 夫婦・パートナーとも無職 3. 妻だけ働いている		F3-1	あなたの世帯は、共働きですか。		1. 共働き 4. 夫婦とも無職 2. 夫だけ働いている 3. 妻だけ働いている	
F4	経年	お子さんはいらっしゃいますか。		経年	1. いる 2. いない		F4	経年	お子さんはいらっしゃいますか。		経年	1. いる 2. いない		F4	お子さんはいらっしゃいますか。		1. いる 2. いない	
F4で「1」とお答えの方に（「F4-1」）					F4で「1」とお答えの方に（「F4-1」）					F4で「1」とお答えの方に（「F4-1」）								
F4-1	経年	一番下のお子さんは、おいくつですか。		経年	1. 1歳未満 6. 高校生 2. 1～2歳 7. 短大・各種学校・大学・大学院生 3. 3歳～小学校入学前 8. 社会人 4. 小学生 9. その他（ ） 5. 中学生		F4-1	経年	一番下のお子さんは、おいくつですか。		経年	1. 1歳未満 6. 高校生 2. 1～2歳 7. 短大・各種学校・大学・大学院生 3. 3歳～小学校入学前 8. 社会人 4. 小学生 9. その他（ ） 5. 中学生		F4-1	一番下のお子さんは、おいくつですか。		1. 1歳未満 6. 高校生 2. 1～2歳 7. 短大・各種学校・大学・大学院生 3. 3歳～小学校入学前 8. 社会人 4. 小学生 9. その他（ ） 5. 中学生	
F5	経年	あなたの世帯は、このように分類した場合、どれにあたりますか。ご自分の立場（自分が親、自分が子ども）にかかわらず、世帯構成をお答えください。		経年	1. ひとり暮らし 4. 親と子どもと孫（三世大家族） 2. 夫婦のみ（一世大家族） 5. その他（ ） 3. 親と子どものみ（二世大家族）		F5	経年	あなたの世帯は、このように分類した場合、どれにあたりますか。ご自分の立場（自分が親、自分が子ども）にかかわらず、世帯構成をお答えください。		修正	1. ひとり暮らし 4. 親と子どもと孫（三世大家族） 2. 夫婦のみ（一世大家族） 5. その他（ ） 3. 親と子どものみ（二世大家族）		F5	あなたの世帯は、このように分類した場合、どれにあたりますか。ご自分の立場（自分が親、自分が子ども）にかかわらず、世帯構成をお答えください。		1. ひとり暮らし 4. 親と子どもと孫（三世大家族） 2. 夫婦のみ（一世大家族） 5. その他（ ） 3. 親と子どものみ（二世大家族）	
項目2		【家庭生活と家族観について】							項目2		【家庭生活と家族観について】							
間1	経年	あなたは（ア）～（ク）にあげることをどの程度おこなっていますか。 （〇はそれぞれ1つつ）		経年	1 いつもしている 2 わりとよくやる 3 ときどきする 4 ほとんどしない 5 まったくしない （ア）食事のしたく （イ）食料品・日用品の買い物 （ウ）洗濯 （エ）部屋の掃除 （オ）風呂やトイレの掃除 （カ）庭や玄関回りの掃除 （キ）ゴミ出し （ク）町内会や自治会への出席		間1	経年	あなたは（ア）～（ク）にあげることをどの程度おこなっていますか。		経年	1 いつもしている 2 わりとよくやる 3 ときどきする 4 ほとんどしない 5 まったくしない （ア）食事のしたく （イ）食料品・日用品の買い物 （ウ）洗濯 （エ）部屋の掃除 （オ）風呂やトイレの掃除 （カ）庭や玄関回りの掃除 （キ）ゴミ出し （ク）町内会や自治会への出席		間1	あなたは（ア）～（ク）にあげることをどの程度おこなっていますか。		1 いつもしている 2 わりとよくやる 3 ときどきする 4 ほとんどしない 5 まったくしない （ア）食事のしたく （イ）食料品・日用品の買い物 （ウ）洗濯 （エ）部屋の掃除 （オ）風呂やトイレの掃除 （カ）庭や玄関回りの掃除 （キ）ゴミ出し （ク）町内会や自治会への出席	
間2は、既婚（事実婚・パートナーを含む）の方のみお答えください。					間2は、既婚（事実婚・パートナーを含む）の方のみお答えください。					間2は、既婚（事実婚を含む）の方のみお答えください。								
間2	経年	あなたは、収入の得られる労働や、家庭内における家事・育児・介護などに1日平均どのくらい時間をあてていますか。それぞれについて、平日・休日に分けて該当する時間数の番号を□の中に記入してください。		経年	1. ほとんどしない 5. 2～3時間くらい 2. 15分くらい 6. 4～5時間くらい 3. 30分くらい 7. 6～7時間くらい 4. 1時間くらい 8. 8時間以上		間2	経年	あなたは、収入の得られる労働や、家庭内における家事・育児・介護などに1日平均どのくらい時間をあてていますか。それぞれについて、平日・休日に分けて該当する時間数の番号を□の中に記入してください。		経年	1. ほとんどしない 5. 2～3時間くらい 2. 15分くらい 6. 4～5時間くらい 3. 30分くらい 7. 6～7時間くらい 4. 1時間くらい 8. 8時間以上		間2	あなたは、収入の得られる労働や、家庭内における家事・育児・介護などに1日平均どのくらい時間をあてていますか。それぞれについて、平日・休日に分けて該当する時間数の番号を□の中に記入してください。		1. ほとんどしない 5. 2～3時間くらい 2. 15分くらい 6. 4～5時間くらい 3. 30分くらい 7. 6～7時間くらい 4. 1時間くらい 8. 8時間以上	
間3	経年	最近では、家族のあり方が大きく変化しており、結婚や出産、男女の役割などに対する考え方も多様化してきています。次にあげる考えについて、あなたはどう思いますか。 （〇はそれぞれ1つつ）		経年	1. そう思う 2. どちらかといえばそう思う 3. どちらかといえばそう思わない 4. そう思わない （ア）結婚する、しないは個人の自由である （イ）未婚の女性が子どもを産み育てるのもひとつの生き方だ （ウ）「結婚しても、子どもは持たない」というのもひとつの生き方だ （エ）話し合いを経た上で、最終的に子どもの数や出産間隔を決めるのは女性である （オ）女の子は女の子らしく、男子の子は男の子らしく育てるのがよい （カ）女の子も、経済的自立ができるように育てるのがよい （キ）男子の子ども、家事ができるように育てるのがよい （ク）男子の子ども女子の子ども同じ程度の学歴を持つ方がよい （ケ）父親はもっと子育てに関わる方がよい （コ）子育てには地域社会の支援も必要である （サ）子どもが経済的な不安がなければ、結婚がうまくいかない場合、離婚してもかまわない （シ）子どもが経済的な問題にかかわらず、結婚がうまくいかない場合、離婚してもかまわない （ス）家族のために自分が犠牲になるのは耐えられない （セ）自分の仕事のために、女性が単身赴任するというのもひとつの生き方だ （ソ）家事は女性の仕事だから、共働きでも女性がする方がよい （タ）家庭や職場において、男性は女性以上に責任を負っている （チ）「男は仕事、女は家庭」という考え方には共感する		間3	経年	最近では、家族のあり方が大きく変化しており、結婚や出産、男女の役割などに対する考え方も多様化してきています。次にあげる考えについて、あなたはどう思いますか。		経年	1. そう思う 2. どちらかといえばそう思う 3. どちらかといえばそう思わない 4. そう思わない （ア）結婚する、しないは個人の自由である （イ）未婚の女性が子どもを産み育てるのもひとつの生き方だ （ウ）「結婚しても、子どもは持たない」というのもひとつの生き方だ （エ）話し合いを経た上で、最終的に子どもの数や出産間隔を決めるのは女性である （オ）女の子は女の子らしく、男子の子は男の子らしく育てるのがよい （カ）女の子も、経済的自立ができるように育てるのがよい （キ）男子の子ども、家事ができるように育てるのがよい （ク）男子の子ども女子の子ども同じ程度の学歴を持つ方がよい （ケ）父親はもっと子育てに関わる方がよい （コ）子育てには地域社会の支援も必要である （サ）子どもが経済的な不安がなければ、結婚がうまくいかない場合、離婚してもかまわない （シ）子どもが経済的な問題にかかわらず、結婚がうまくいかない場合、離婚してもかまわない （ス）家族のために自分が犠牲になるのは耐えられない （セ）自分の仕事のために、女性が単身赴任するというのもひとつの生き方だ （ソ）家事は女性の仕事だから、共働きでも女性がする方がよい （タ）家庭や職場において、男性は女性以上に責任を負っている （チ）「男は仕事、女は家庭」という考え方には共感する		間3	最近では、家族のあり方が大きく変化しており、結婚や出産、男女の役割などに対する考え方も多様化してきています。次にあげる考えについて、あなたはどう思いますか。		1. そう思う 2. どちらかといえばそう思う 3. どちらかといえばそう思わない 4. そう思わない （ア）結婚する、しないは個人の自由である （イ）未婚の女性が子どもを産み育てるのもひとつの生き方だ （ウ）「結婚しても、子どもは持たない」というのもひとつの生き方だ （エ）話し合いを経た上で、最終的に子どもの数や出産間隔を決めるのは女性である （オ）女の子は女の子らしく、男子の子は男の子らしく育てるのがよい （カ）女の子も、経済的自立ができるように育てるのがよい （キ）男子の子ども、家事ができるように育てるのがよい （ク）男子の子ども女子の子ども同じ程度の学歴を持つ方がよい （ケ）父親はもっと子育てに関わる方がよい （コ）子育てには地域社会の支援も必要である （サ）子どもが経済的な不安がなければ、結婚がうまくいかない場合、離婚してもかまわない （シ）子どもが経済的な問題にかかわらず、結婚がうまくいかない場合、離婚してもかまわない （ス）家族のために自分が犠牲になるのは耐えられない （セ）自分の仕事のために、女性が単身赴任するというのもひとつの生き方だ （ソ）家事は女性の仕事だから、共働きでも女性がする方がよい （タ）家庭や職場において、男性は女性以上に責任を負っている （チ）「男は仕事、女は家庭」という考え方には共感する	
間4	修正	一人の女性が生涯に産む子どもの平均数（合計特殊出生率）は、1.26人（令和4年度厚生労働省人口動態統計）と低水準に留まっています。少子化の原因は何だと思いますか。 （〇は3つまで）		経年	1. 将来の社会状況を見ると、明るい未来とはいえないから 2. 出産・子育てが女性の自立の障害になっているから 3. 子育てよりも自分たちの生活を楽しまたいと考える人が増えたから 4. 結婚しても子どもは特に持たないという考えの人が増えたから 5. 女性の結婚年齢が高くなったから 6. 経済的負担が大きいうから 7. 子育てのための肉体的負担が大きいうから 8. 子どもをどのように育てるべきかなど、子育てのための精神的な負担が大きいうから 9. 少ない人数で十分に手をかけて育てたいという人が増えたから 10. 子どもを育てるということに魅力を感じていない人が増えたから 11. 住宅事情がよくないから 12. 保育施設、育児休業の制度などが十分整っていないから 13. 育児に対する男性（夫）の理解や協力が足りないから 14. その他（ ） 15. わからない		間4	修正	一人の女性が生涯に産む子どもの平均数（合計特殊出生率）は、1.42人（平成30年度厚生労働省人口動態統計）と低水準に留まっています。少子化の原因は何だと思いますか。		経年	1. 将来の社会状況を見ると、明るい未来とはいえないから 2. 出産・子育てが女性の自立の障害になっているから 3. 子育てよりも自分たちの生活を楽しまたいと考える人が増えたから 4. 結婚しても子どもは特に持たないという考えの人が増えたから 5. 女性の結婚年齢が高くなったから 6. 経済的負担が大きいうから 7. 子育てのための肉体的負担が大きいうから 8. 子どもをどのように育てるべきかなど、子育てのための精神的な負担が大きいうから 9. 少ない人数で十分に手をかけて育てたいという人が増えたから 10. 子どもを育てるということに魅力を感じていない人が増えたから 11. 住宅事情がよくないから 12. 保育施設、育児休業の制度などが十分整っていないから 13. 育児に対する男性（夫）の理解や協力が足りないから 14. その他（ ） 15. わからない		間4	一人の女性が生涯に産む子どもの平均数（合計特殊出生率）は、1.43人（平成25年度厚生労働省人口動態統計）と低水準に留まっています。少子化の原因は何だと思いますか。		1. 将来の社会状況を見ると、明るい未来とはいえないから 2. 出産・子育てが女性の自立の障害になっているから 3. 子育てよりも自分たちの生活を楽しまたいと考える人が増えたから 4. 結婚しても子どもは特に持たないという考えの人が増えたから 5. 女性の結婚年齢が高くなったから 6. 経済的負担が大きいうから 7. 子育てのための肉体的負担が大きいうから 8. 子どもをどのように育てるべきかなど、子育てのための精神的な負担が大きいうから 9. 少ない人数で十分に手をかけて育てたいという人が増えたから 10. 子どもを育てるということに魅力を感じていない人が増えたから 11. 住宅事情がよくないから 12. 保育施設、育児休業の制度などが十分整っていないから 13. 育児に対する男性（夫）の理解や協力が足りないから 14. その他（ ） 15. わからない	

令和6年度（案）				令和元年度				平成26年度					
項目2		【家庭生活と家族観について】		項目2		【家庭生活と家族観について】		項目2		【家庭生活について】			
問5	経年	身近な地域における大人と子どもの交流の機会・場として、どのようなものが望ましいと思いますか。 (○は3つまで)	経年	1. 大人と子どもと一緒に遊んだり、スポーツをしたりできる機会 2. 大人と子どもと一緒に自主的な活動ができる機会 3. 大人が子どもの宿題をみたり、勉強を教えたりする機会 4. 様々な活動を通じて子どものしつけをしてくれる場 5. 子どもが仕事場を見学したり、模擬体験できる機会 6. 大人と子どもが、日常的に気の向いた時にお互いが立ち寄れる場所 7. 大人と子どもが、思いきり体を動かすことができる場 8. 子どもや親の話し相手になったり、気軽な相談のできる場 9. その他（ 10. 特にない 11. わからない	問5	経年	身近な地域における大人と子どもの交流の機会・場として、どのようなものが望ましいと思いますか。	経年	1. 大人と子どもと一緒に遊んだり、スポーツをしたりできる機会 2. 大人と子どもと一緒に自主的な活動ができる機会 3. 大人が子どもの宿題をみたり、勉強を教えたりする機会 4. 様々な活動を通じて子どものしつけをしてくれる場 5. 子どもが仕事場を見学したり、模擬体験できる機会 6. 大人と子どもが、日常的に気の向いた時にお互いが立ち寄れる場所 7. 大人と子どもが、思いきり体を動かすことができる場 8. 子どもや親の話し相手になったり、気軽な相談のできる場 9. その他（ 10. 特にない 11. わからない	問5	身近な地域における大人と子どもの交流の機会・場として、どのようなものが望ましいと思いますか。	経年	1. 大人と子どもと一緒に遊んだり、スポーツをしたりできる機会 2. 大人と子どもと一緒に自主的な活動ができる機会 3. 大人が子どもの宿題をみたり、勉強を教えたりする機会 4. 様々な活動を通じて子どものしつけをしてくれる場 5. 子どもが仕事場を見学したり、模擬体験できる機会 6. 大人と子どもが、日常的に気の向いた時にお互いが立ち寄れる場所 7. 大人と子どもが、思いきり体を動かすことができる場 8. 子どもや親の話し相手になったり、気軽な相談のできる場 9. その他（ 10. 特にない 11. わからない
項目3		【労働・職場】		項目3		【労働・職場】		項目3		【労働・職場】			
問6	経年	あなたの職業は次のどれですか。 (○は1つだけ)	経年	1. 自営業・経営者 2. 自営業・家族従業者 3. 自由業・個人事業 4. 家庭内労働・内職 5. 常勤の勤め人・部課長以上 6. 常勤の勤め人・一般 7. パート・アルバイト・臨時の勤め人 8. 派遣社員（登録派遣） 9. 家事専業 10. 無職 11. 学生	問6	経年	あなたの職業は次のどれですか。	経年	1. 自営業・経営者 2. 自営業・家族従業者 3. 自由業・個人事業 4. 家庭内労働・内職 5. 常勤の勤め人・部課長以上 6. 常勤の勤め人・一般 7. パート・アルバイト・臨時の勤め人 8. 派遣社員（登録派遣） 9. 家事専業 10. 無職 11. 学生	問6	あなたの職業は次のどれですか。	経年	1. 自営業・経営者 2. 自営業・家族従業者 3. 自由業・個人事業 4. 家庭内労働・内職 5. 常勤の勤め人・部課長以上 6. 常勤の勤め人・一般 7. パート・アルバイト・臨時の勤め人 8. 派遣社員（登録派遣） 9. 家事専業 10. 無職 11. 学生
問6で「1」～「8」とお答えの方に（「問6-1、6-2」）				問6で「1」～「8」とお答えの方に（「問6-1、6-2」）				問6で「1」～「8」とお答えの方に（「問6-1、6-2」）					
問6-1	経年	あなたが、働いている理由はどのようなことでしょうか。 (○は3つまで)	経年	1. 生計を維持するため 2. 生活費補助のため 3. 将来に備えて貯蓄するため 4. 自分で自由になる収入がほしいため 5. 自分の能力、技能、資格を生かすため 6. 働くことが好きだから 7. 視野を広めたり、友人を得るため 8. 社会的な信用を得るため 9. 働くのがあたりまえだと思うから 10. 家業だから 11. 時間的に余裕があるから 12. その他（ 13. 特にない	問6-1	経年	あなたが、働いている理由はどのようなことでしょうか。	経年	1. 生計を維持するため 2. 生活費補助のため 3. 将来に備えて貯蓄するため 4. 自分で自由になる収入がほしいため 5. 自分の能力、技能、資格を生かすため 6. 働くことが好きだから 7. 視野を広めたり、友人を得るため 8. 社会的な信用を得るため 9. 働くのがあたりまえだと思うから 10. 家業だから 11. 時間的に余裕があるから 12. その他（ 13. 特にない	問6-1	あなたが、働いている理由はどのようなことでしょうか。	経年	1. 生計を維持するため 2. 生活費補助のため 3. 将来に備えて貯蓄するため 4. 自分で自由になる収入がほしいため 5. 自分の能力、技能、資格を生かすため 6. 働くことが好きだから 7. 視野を広めたり、友人を得るため 8. 社会的な信用を得るため 9. 働くのがあたりまえだと思うから 10. 家業だから 11. 時間的に余裕があるから 12. その他（ 13. 特にない
問6-2	経年	あなたの職場では、仕事の内容や待遇面で、女性に対して次のようなことがありますか。 (○はあてはまるものすべて)	経年	1. 賃金に男女差がある 2. 昇進、昇格に男女差がある 3. 能力を正當に評価しない 4. 配置場所が限られている 5. 補助的な仕事しかやらせてもらえない 6. 女性を幹部職員に登用しない 7. 結婚や出産で退職しなければならないような雰囲気がある 8. 中高年以上の女性に退職を勧奨するような雰囲気がある 9. 教育・研修を受ける機会が少ない 10. その他（ 11. 特にない	問6-2	経年	あなたの職場では、仕事の内容や待遇面で、女性に対して次のようなことがありますか。	経年	1. 賃金に男女差がある 2. 昇進、昇格に男女差がある 3. 能力を正當に評価しない 4. 配置場所が限られている 5. 補助的な仕事しかやらせてもらえない 6. 女性を幹部職員に登用しない 7. 結婚や出産で退職しなければならないような雰囲気がある 8. 中高年以上の女性に退職を勧奨するような雰囲気がある 9. 教育・研修を受ける機会が少ない 10. その他（ 11. 特にない	問6-2	あなたの職場では、仕事の内容や待遇面で、女性に対して次のようなことがありますか。	経年	1. 賃金に男女差がある 2. 昇進、昇格に男女差がある 3. 能力を正當に評価しない 4. 配置場所が限られている 5. 補助的な仕事しかやらせてもらえない 6. 女性を幹部職員に登用しない 7. 結婚や出産で退職しなければならないような雰囲気がある 8. 中高年以上の女性に退職を勧奨するような雰囲気がある 9. 教育・研修を受ける機会が少ない 10. その他（ 11. 特にない
問7～9は、現在働いていない方のみお答えください。				問7～9は、現在働いていない方のみお答えください。				問7～9は、現在働いていない方のみお答えください。					
問7	経年	あなたは、今までに仕事についてことがありますか。 (○は1つだけ)	経年	1. 仕事についてことがある 2. 仕事についてことはない	問7	経年	あなたは、今までに仕事についてことがありますか。	経年	1. 仕事についてことがある 2. 仕事についてことはない	問7	あなたは、今までに仕事についてことがありますか。	経年	1. 仕事についてことがある 2. 仕事についてことはない
問8	経年	あなたが、現在働いていない理由は、次のどれにあたりますか。 (○は3つまで)	経年	1. 働かなくても経済的に困らない 2. 家事・育児に専念したい 3. 家事・育児と両立できない 4. 高齢者や病人の介護・看護と両立できない 5. 健康に自信が持てない 6. 職業能力に自信が持てない 7. 希望や条件にあう仕事が見つからない 8. 趣味や社会活動など他にやりたいことがある 9. 家族の反対がある 10. 家族の転勤や転居がある 11. 求職に年齢制限がある 12. 高齢だから 13. 求職活動中だから 14. 扶養家族の方が有利だから 15. その他（ 16. 特に理由はない	問8	経年	あなたが、現在働いていない理由は、次のどれにあたりますか。	経年	1. 働かなくても経済的に困らない 2. 家事・育児に専念したい 3. 家事・育児と両立できない 4. 高齢者や病人の介護・看護と両立できない 5. 健康に自信が持てない 6. 職業能力に自信が持てない 7. 希望や条件にあう仕事が見つからない 8. 趣味や社会活動など他にやりたいことがある 9. 家族の反対がある 10. 家族の転勤や転居がある 11. 求職に年齢制限がある 12. 高齢だから 13. 求職活動中だから 14. 扶養家族の方が有利だから 15. その他（ 16. 特に理由はない	問8	あなたが、現在働いていない理由は、次のどれにあたりますか。	経年	1. 働かなくても経済的に困らない 2. 家事・育児に専念したい 3. 家事・育児と両立できない 4. 高齢者や病人の介護・看護と両立できない 5. 健康に自信が持てない 6. 職業能力に自信が持てない 7. 希望や条件にあう仕事が見つからない 8. 趣味や社会活動など他にやりたいことがある 9. 家族の反対がある 10. 家族の転勤や転居がある 11. 求職に年齢制限がある 12. 高齢だから 13. 求職活動中だから 14. 扶養家族の方が有利だから 15. その他（ 16. 特に理由はない
問9	経年	あなたは、今後仕事や社会活動をしたいと思いますか。 (○は1つだけ)	経年	1. 常勤で働きたい 2. パートで働きたい 3. 自分で事業をはじめたい（起業） 4. 自宅や身近な場所などでインターネットを通じて仕事をする“SOHO”や“テレワーク”で働きたい 5. 非営利活動団体（NPO、NGO等）で活動したい 6. 家の仕事（家業）を手伝いたい 7. したいができないと思う 8. 働きたいと思わない	問9	経年	あなたは、今後仕事や社会活動をしたいと思いますか。	経年	1. 常勤で働きたい 2. パートで働きたい 3. 自分で事業をはじめたい（起業） 4. 自宅や身近な場所などでインターネットを通じて仕事をする“SOHO”や“テレワーク”で働きたい 5. 非営利活動団体（NPO、NGO等）で活動したい 6. 家の仕事（家業）を手伝いたい 7. したいができないと思う 8. 働きたいと思わない	問9	あなたは、今後仕事や社会活動をしたいと思いますか。	経年	1. 常勤で働きたい 2. パートで働きたい 3. 自分で事業をはじめたい（起業） 4. 自宅や身近な場所などでインターネットを通じて仕事をする“SOHO”や“テレワーク”で働きたい 5. 非営利活動団体（NPO、NGO等）で活動したい 6. 家の仕事（家業）を手伝いたい 7. したいができないと思う 8. 働きたいと思わない
問10	経年	女性の働き方について、あなたが望ましいと思うのは次のどれですか。 (○は1つだけ)	経年	1. 仕事はもたない 2. 結婚するまでは仕事をもつが、結婚後はもたない 3. 子どもができるまでは仕事をもち、その後はもたない 4. 子育ての時期だけ一時やめて、その後はまた仕事をもつ 5. 結婚・出産にかかわらず、ずっと仕事をもつ 6. その他（ 7. 特にない	問10	経年	女性の働き方について、あなたが望ましいと思うのは次のどれですか。	経年	1. 仕事はもたない 2. 結婚するまでは仕事をもつが、結婚後はもたない 3. 子どもができるまでは仕事をもち、その後はもたない 4. 子育ての時期だけ一時やめて、その後はまた仕事をもつ 5. 結婚・出産にかかわらず、ずっと仕事をもつ 6. その他（ 7. 特にない	問10	女性の働き方について、あなたが望ましいと思うのは次のどれですか。	経年	1. 仕事はもたない 2. 結婚するまでは仕事をもつが、結婚後はもたない 3. 子どもができるまでは仕事をもち、その後はもたない 4. 子育ての時期だけ一時やめて、その後はまた仕事をもつ 5. 結婚・出産にかかわらず、ずっと仕事をもつ 6. その他（ 7. 特にない

令和6年度（案）					令和元年度					平成26年度		
項目3	【労働・職場】				項目3	【労働・職場】				項目3	【労働・職場】	
問11	経年	女性が長く働きつづけることを困難にしたり、障害になっている理由はどんなことだと思いますか。 （○はあてはまるものすべて）	経年	1. 育 児 2. 子どもを預けるところ（保育園）がない 3. 高齢者や病人の介護・看護 4. 子どもの教育 5. 家 事 6. 夫の転勤 7. 家族の無理解 8. 職場での結婚・出産退職の慣行 9. 育児休業や再就職など、長く働き続けるための職場の条件・制度が不十分 10. 昇進・教育訓練などでの男女の不公平な取り扱い 11. 女性はすぐやめる、労働能力が劣るという考え方 12. その他（ ） 13. 障害、困難になるものはない 14. わからない	問11	経年	女性が長く働きつづけることを困難にしたり、障害になっている理由はどんなことだと思いますか。	経年	1. 育 児 2. 子どもを預けるところ（保育園）がない 3. 高齢者や病人の介護・看護 4. 子どもの教育 5. 家 事 6. 夫の転勤 7. 家族の無理解 8. 職場での結婚・出産退職の慣行 9. 育児休業や再就職など、長く働き続けるための職場の条件・制度が不十分 10. 昇進・教育訓練などでの男女の不公平な取り扱い 11. 女性はすぐやめる、労働能力が劣るという考え方 12. その他（ ） 13. 障害、困難になるものはない 14. わからない	問11	女性が長く働きつづけることを困難にしたり、障害になっている理由はどんなことだと思いますか。	1. 育 児 2. 子どもを預けるところ（保育園）がない 3. 高齢者や病人の介護・看護 4. 子どもの教育 5. 家 事 6. 夫の転勤 7. 家族の無理解 8. 職場での結婚・出産退職の慣行 9. 育児休業や再就職など、長く働き続けるための職場の条件・制度が不十分 10. 昇進・教育訓練などでの男女の不公平な取り扱い 11. 女性はすぐやめる、労働能力が劣るという考え方 12. その他（ ） 13. 障害、困難になるものはない 14. わからない
項目4	【仕事と子育て】				項目4	【仕事と子育て】				項目4	【仕事と子育て】	
問12	経年	仮に、あなたやあなたの配偶者がこれから出産する場合、あなたは育児休業制度を利用しますか。 （○は1つだけ）	経年	1. 利用する 2. 利用しない 3. わからない	問12	経年	仮に、あなたやあなたの配偶者がこれから出産する場合、あなたは育児休業制度を利用しますか。	経年	1. 利用する 2. 利用しない 3. わからない	問12	仮に、あなたやあなたの配偶者がこれから出産する場合、あなたは育児休業制度を利用しますか。	1. 利用する 2. 利用しない 3. わからない
問12で「2.利用しない」とお答えの方に（「問12－1」）					問12で「2.利用しない」とお答えの方に（「問12－1」）					問12で「2.利用しない」とお答えの方に（「問12－1」）		
問12-1	経年	育児休業制度を利用しない理由は次のどれですか。 （○は2つまで）	経年	1. 職場に迷惑がかかる 2. 職場の環境が育児休業を取得できる雰囲気ではない 3. 復帰後、職場に対応できるか不安がある 4. 元の仕事（職場）に復帰できるとは限らない 5. 昇進・昇格への影響が心配 6. 収入が減少する 7. 必要性を感じない 8. その他（ ） 9. 特に理由はない	問12-1	経年	育児休業制度を利用しない理由は次のどれですか。	経年	1. 職場に迷惑がかかる 2. 職場の環境が育児休業を取得できる雰囲気ではない 3. 復帰後、職場に対応できるか不安がある 4. 元の仕事（職場）に復帰できるとは限らない 5. 昇進・昇格への影響が心配 6. 収入が減少する 7. 必要性を感じない 8. その他（ ） 9. 特に理由はない	問12-1	育児休業制度を利用しない理由は次のどれですか。	1. 職場に迷惑がかかる 2. 職場の環境が育児休業を取得できる雰囲気ではない 3. 復帰後、職場に対応できるか不安がある 4. 元の仕事（職場）に復帰できるとは限らない 5. 昇進・昇格への影響が心配 6. 収入が減少する 7. 必要性を感じない 8. その他（ ） 9. 特に理由はない
問13	経年	育児休業制度をさらに利用しやすくしていくためには、どんなことが必要だと思いますか。 （○は2つまで）	経年	1. 事業主や上司の理解 2. 職場内の理解を深めていくこと 3. 休業中の経済的支援 4. 休業期間の延長 5. 短時間勤務制度等休業後、職場復帰しやすい体制の整備 6. 休業中の情報提供、職場復帰研修の実施 7. 代替職員の確保のための援助制度の充実 8. 休業後、スムーズに保育所等に入所できる体制の整備 9. 育児休業制度についての行政機関等の普及啓発 10. その他（具体的に： ） 11. 特にない 12. わからない	問13	経年	育児休業制度をさらに利用しやすくしていくためには、どんなことが必要だと思いますか。	経年	1. 事業主や上司の理解 2. 職場内の理解を深めていくこと 3. 休業中の経済的支援 4. 休業期間の延長 5. 短時間勤務制度等休業後、職場復帰しやすい体制の整備 6. 休業中の情報提供、職場復帰研修の実施 7. 代替職員の確保のための援助制度の充実 8. 休業後、スムーズに保育所等に入所できる体制の整備 9. 育児休業制度についての行政機関等の普及啓発 10. その他（具体的に： ） 11. 特にない 12. わからない	問13	育児休業制度をさらに利用しやすくしていくためには、どんなことが必要だと思いますか。	1. 事業主や上司の理解 2. 職場内の理解を深めていくこと 3. 休業中の経済的支援 4. 休業期間の延長 5. 短時間勤務制度等休業後、職場復帰しやすい体制の整備 6. 休業中の情報提供、職場復帰研修の実施 7. 代替職員の確保のための援助制度の充実 8. 休業後、スムーズに保育所等に入所できる体制の整備 9. 育児休業制度についての行政機関等の普及啓発 10. その他（具体的に： ） 11. 特にない 12. わからない
問14	経年	子育てと仕事の両立を図るために、職場においてどのような制度や支援策の充実が必要だと思いますか。 （○は3つまで）	経年	1. 妊娠中や育児期間中の勤務軽減（フレックスタイム制度や短時間勤務制度など） 2. 育児休業制度や再雇用制度の普及促進及び円滑に利用できる環境づくり 3. 子どもが病気やけがの時に安心して看護のための休暇が取れる制度 4. 勤務先に保育施設を設置する 5. 男性も育児休業制度が利用できるなど、子育てに男性も参加できる環境づくり 6. 子育てと仕事の両立に向け、職場内の理解を深めていくこと 7. 女性の就労継続に対する企業の理解や支援 8. その他（ ） 9. 特にない 10. わからない	問14	経年	子育てと仕事の両立を図るために、職場においてどのような制度や支援策の充実が必要だと思いますか。	経年	1. 妊娠中や育児期間中の勤務軽減（フレックスタイム制度や短時間勤務制度など） 2. 育児休業制度や再雇用制度の普及促進及び円滑に利用できる環境づくり 3. 子どもが病気やけがの時に安心して看護のための休暇が取れる制度 4. 勤務先に保育施設を設置する 5. 男性も育児休業制度が利用できるなど、子育てに男性も参加できる環境づくり 6. 子育てと仕事の両立に向け、職場内の理解を深めていくこと 7. 女性の就労継続に対する企業の理解や支援 8. その他（ ） 9. 特にない 10. わからない	問14	子育てと仕事の両立を図るために、職場においてどのような制度や支援策の充実が必要だと思いますか。	1. 妊娠中や育児期間中の勤務軽減（フレックスタイム制度や短時間勤務制度など） 2. 育児休業制度や再雇用制度の普及促進及び円滑に利用できる環境づくり 3. 子どもが病気やけがの時に安心して看護のための休暇が取れる制度 4. 勤務先に保育施設を設置する 5. 男性も育児休業制度が利用できるなど、子育てに男性も参加できる環境づくり 6. 子育てと仕事の両立に向け、職場内の理解を深めていくこと 7. 女性の就労継続に対する企業の理解や支援 8. その他（ ） 9. 特にない 10. わからない
問15	経年	子育てと仕事の両立を図るために、区ではどのような施策が必要だと思いますか。 （○は3つまで）	経年	1. 保育園の多様な運営（長時間保育、病後児保育等） 2. 地域の中で子育てをする仕組み 3. 企業などに対する啓発 4. 相談場所の開設 5. 情報交換できる場所の提供 6. その他（ ） 7. わからない	問15	経年	子育てと仕事の両立を図るために、区ではどのような施策が必要だと思いますか。	経年	1. 保育園の多様な運営（長時間保育、病後児保育等） 2. 地域の中で子育てをする仕組み 3. 企業などに対する啓発 4. 相談場所の開設 5. 情報交換できる場所の提供 6. その他（ ） 7. わからない	問15	子育てと仕事の両立を図るために、区ではどのような施策が必要だと思いますか。	1. 保育園の多様な運営（長時間保育、病後児保育等） 2. 地域の中で子育てをする仕組み 3. 企業などに対する啓発 4. 相談場所の開設 5. 情報交換できる場所の提供 6. その他（ ） 7. わからない
項目5	【介護】				項目5	【介護】				項目5	【介護について】	
問16	経年	あなたご自身が高齢になり介護が必要になったときは、誰に介護をしてほしいですか。 （○は1つだけ）	修正	1. 配偶者・パートナー 2. 娘 3. 息子 4. 子（女）の配偶者 5. 子（男）の配偶者 6. 兄弟姉妹 7. 孫 8. 友人 9. 公的・民間サービスを利用する 10. その他（ ） 11. わからない	問16	経年	あなたご自身が高齢になり介護が必要になったときは、誰に介護をしてほしいですか。	経年	1. 配偶者 2. 娘 3. 息子 4. 息子の妻 5. その他の家族 6. 友人・隣人 7. 公的・民間サービスを利用する 8. その他（ ） 9. わからない	問16	あなたご自身が高齢になり介護が必要になったときは、誰に介護をしてほしいですか。	1. 配偶者 2. 娘 3. 息子 4. 息子の妻 5. その他の家族 6. 友人・隣人 7. 公的・民間サービスを利用する 8. その他（ ） 9. わからない
問17	経年	これからは公的・民間サービスの整備とともに、男性も共に介護を担うことが求められます。男性の介護への参加を進めるためには、どのようなことが必要だと思いますか。 （○は2つまで）	経年	1. 男性が取りやすいような介護休暇制度を整備する 2. 男性が気軽に参加できるような介護講座を開催する 3. 男性の理解と協力を得るための啓発活動を行う 4. 労働時間を短くしたり、在宅勤務、フレックスタイムの導入などを企業に働きかける 5. 女性が男性に介護への参加を強く要望する 6. 介護は今まで通り、女性が中心となって行うべきで、男性の参加は必要ない 7. その他（ ） 8. わからない	問17	経年	これからは公的・民間サービスの整備とともに、男性も共に介護を担うためには、どのようなことが必要だと思いますか。	経年	1. 男性が取りやすいような介護休暇制度を整備する 2. 男性が気軽に参加できるような介護講座を開催する 3. 男性の理解と協力を得るための啓発活動を行う 4. 労働時間を短くしたり、在宅勤務、フレックスタイムの導入などを企業に働きかける 5. 女性が男性に介護への参加を強く要望する 6. 介護は今まで通り、女性が中心となって行うべきで、男性の参加は必要ない 7. その他（ ） 8. わからない	問17	これからは公的・民間サービスの整備とともに、男性も共に介護を担うためには、どのようなことが必要だと思いますか。	1. 男性が取りやすいような介護休暇制度を整備する 2. 男性が気軽に参加できるような介護講座を開催する 3. 男性の理解と協力を得るための啓発活動を行う 4. 労働時間を短くしたり、在宅勤務、フレックスタイムの導入などを企業に働きかける 5. 女性が男性に介護への参加を強く要望する 6. 介護は今まで通り、女性が中心となって行うべきで、男性の参加は必要ない 7. その他（ ） 8. わからない
						削除	介護の担い手はどうあるべきだと思いますか。－	削除		問18	介護の担い手はどうあるべきだと思いますか。	1. 介護は体力が必要なので男性が積極的に取り組むべきである 2. 男性も女性と同じように取り組むべきである 3. 女性に過剰な負担がかからないように男性も出来るだけ介護にかかわるほうがよい 4. 労働時間の現状などからみて、女性に負担が集中するのはやむを得ない 5. 介護は女性の役割だと思う 6. その他 7. わからない

令和6年度（案）					令和元年度					平成26年度				
項目6		【ドメスティック・バイオレンス（DV）及び性暴力】			項目6	【ドメスティック・バイオレンス（DV）及び性暴力】			項目6	【女性の人權】				
問18	経年	あなたは、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（＝DV防止法）をご存知ですか。 （○は1つだけ）	経年	1. 法律名も内容も知っている 2. 聞いたことはあるが、内容は知らない 3. 知らない	問18	経年	あなたは、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（＝DV防止法）をご存知ですか。	修正	1. 法律名も内容も知っている 2. 聞いたことはあるが、内容は知らない 3. 知らない	問19	あなたは、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（＝DV防止法）をご存知ですか。	1. 法律名も内容も知っている 2. 聞いたことはあるが、内容は知らない		
問19	経年	あなたは、「ドメスティック・バイオレンス＝夫婦（事実婚・離婚後も含む）や恋人という親しい関係で生じる暴力、人権侵害」についてどのようにお考えですか。 （○は1つだけ）	経年	1. 100％加害者に責任があり、許せないものである 2. 加害者に責任があるとしても、被害者側にも原因の一端があると思う 3. 双方の関係の問題であり、周りがとやかく言うべきではない 4. その他（ ） 5. わからない	問19	経年	あなたは、「ドメスティック・バイオレンス＝夫婦（事実婚・離婚後も含む）や恋人という親しい関係で生じる暴力、人権侵害」についてどのようにお考えですか。	経年	1. 100％加害者に責任があり、許せないものである 2. 加害者に責任があるとしても、被害者側にも原因の一端があると思う 3. 双方の関係の問題であり、周りがとやかく言うべきではない 4. その他（ ） 5. わからない	問20	あなたは、「ドメスティック・バイオレンス＝夫婦（事実婚・離婚後も含む）や恋人という親しい関係で生じる暴力、人権侵害」についてどのようにお考えですか。	1. 100％加害者に責任があり、許せないものである 2. 加害者に責任があるとしても、被害者側にも原因の一端があると思う 3. 双方の関係の問題であり、周りがとやかく言うべきではない 4. その他（ ） 5. わからない		
問20	経年	あなたがこの中で、ドメスティック・バイオレンスだと思うものはどれですか。 （○はあてはまるものすべて）	修正	1. 命の危険を感じるような暴力行為 2. 髪を引っ張る、物を投げつける等、身体を傷つけられたり、傷つけられる可能性のある行為 3. 大声でどなる、無視する 4. 人前でバカにする、「誰のお陰で暮らせるんだ」と言う 5. 大切にしているものを壊す 6. 見たくないのにポルノビデオや雑誌を見せる 7. 性行為を強要する 8. 避妊に協力しない 9. わずかな生活費しか渡さない、仕事に就くことを禁止する 10. 友人や実家との付き合いを禁止する 11. 外出先を制限する、封書やメールを無断で見る 12. その他（ ） 13. 特にない	問20	経年	あなたがこの中で、ドメスティック・バイオレンスだと思うものはどれですか。	経年	1. 命の危険を感じるような暴力行為 2. 髪を引っ張る、物を投げつける等、身体を傷つけられたり、傷つけられる可能性のある行為 3. 大声でどなる、無視する 4. 人前でバカにする、「誰のお陰で暮らせるんだ」と言う 5. 大切にしているものを壊す 6. 見たくないのにポルノビデオや雑誌を見せる 7. 性行為を強要する 8. 避妊に協力しない 9. わずかな生活費しか渡さない、仕事に就くことを禁止する 10. 友人や実家との付き合いを禁止する 11. 外出先をチェックする、封書やメールを無断で見る 12. その他（ ） 13. 特にない	問21	あなたがこの中で、ドメスティック・バイオレンスだと思うものはどれですか。	1. 命の危険を感じるような暴力行為 2. 髪を引っ張る、物を投げつける等、身体を傷つけられたり、傷つけられる可能性のある行為 3. 大声でどなる、無視する 4. 人前でバカにする、「誰のお陰で暮らせるんだ」と言う 5. 大切にしているものを壊す 6. 見たくないのにポルノビデオや雑誌を見せる 7. 性行為を強要する 8. 避妊に協力しない 9. わずかな生活費しか渡さない、仕事に就くことを禁止する 10. 友人や実家との付き合いを禁止する 11. 外出先をチェックする、封書やメールを無断で見る 12. その他（ ） 13. 特にない		
問21	経年	「ドメスティック・バイオレンス」に対する対策や支援として、特にどのようなものを充実すべきだと思いますか。 （○は3つまで）	経年	1. 家庭内であれ暴力は犯罪であるという意識の啓発 2. いざという時に駆け込める緊急避難場所の整備 3. 緊急時の相談体制の充実 4. 住居や就労あっ旋、経済的援助など、生活支援の充実 5. カウンセリングや日常的な相談など、精神的援助の充実 6. 関係機関やスタッフの充実 7. 関連機関の紹介や暴力への対応方法など、いろいろな情報の提供 8. 離婚調停への支援など、法的なサポートの充実 9. 加害者に対する厳正な対処 10. カウンセリングなど、加害者の更生に関する対策の充実 11. 裁判所、病院、住居探し等への同行支援 12. その他（ ） 13. わからない	問21	経年	「ドメスティック・バイオレンス」に対する対策や支援として、特にどのようなものを充実すべきだと思いますか。	経年	1. 家庭内であれ暴力は犯罪であるという意識の啓発 2. いざという時に駆け込める緊急避難場所の整備 3. 緊急時の相談体制の充実 4. 住居や就労あっ旋、経済的援助など、生活支援の充実 5. カウンセリングや日常的な相談など、精神的援助の充実 6. 関係機関やスタッフの充実 7. 関連機関の紹介や暴力への対応方法など、いろいろな情報の提供 8. 離婚調停への支援など、法的なサポートの充実 9. 加害者に対する厳正な対処 10. カウンセリングなど、加害者の更生に関する対策の充実 11. 裁判所、病院、住居探し等への同行支援 12. その他（ ） 13. わからない	問22	「ドメスティック・バイオレンス」に対する対策や支援として、特にどのようなものを充実すべきだと思いますか。	1. 家庭内であれ暴力は犯罪であるという意識の啓発 2. いざという時に駆け込める緊急避難場所の整備 3. 緊急時の相談体制の充実 4. 住居や就労あっ旋、経済的援助など、生活支援の充実 5. カウンセリングや日常的な相談など、精神的援助の充実 6. 関係機関やスタッフの充実 7. 関連機関の紹介や暴力への対応方法など、いろいろな情報の提供 8. 離婚調停への支援など、法的なサポートの充実 9. 加害者に対する厳正な対処 10. カウンセリングなど、加害者の更生に関する対策の充実 11. 裁判所、病院、住居探し等への同行支援 12. その他（ ） 13. わからない		
問22	経年	あなたは、次の(ア)～(キ)にあげる問題について、今の日本では、どの程度対応がなされていると思いますか。 （○はそれぞれ1つずつ）	経年	1. 十分になされている 2. ある程度なされている 3. あまりなされていない 4. なされていない 5. わからない (ア) 性犯罪・性暴力、ストーカー被害に遭った人への支援体制 (イ) 性犯罪・性暴力、ストーカー被害を起こさせないための対策 (ウ) セクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメントへの防止策 (エ) 児童ポルノやリベンジポルノ等の 拡散被害への防止策 (オ) 児童虐待に関する防止策 (カ) 性的指向や性自認に関する人権を尊重する制度の確立 (キ) 性的指向や性自認に関する差別的 禁止や防止策	問22	追加	あなたは、次の(ア)～(キ)にあげる問題について、今の日本では、どの程度対応がなされていると思いますか。	追加	1. 十分になされている 2. ある程度なされている 3. あまりなされていない 4. なされていない 5. わからない (ア) 性犯罪・性暴力、ストーカー被害に遭った人への支援体制 (イ) 性犯罪・性暴力、ストーカー被害を起こさせないための対策 (ウ) セクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメントへの防止策 (エ) 児童ポルノやリベンジポルノ等の 拡散被害への防止策 (オ) 児童虐待に関する防止策 (カ) 性的指向や性自認に関する人権を尊重する制度の確立 (キ) 性的指向や性自認に関する差別的 禁止や防止策					
項目7 【社会参加・「男女共同参画センター”らぶらす”」について】					項目7 【社会参加・「男女共同参画センター”らぶらす”」について】					項目7 【社会参加】				
問23	経年	あなたは、日常的に交流の持てるグループやサークル、団体などの、自主的な活動に参加していますか。 （○は1つだけ）	経年	1. 参加している 2. 参加していない	問23	経年	あなたは、日常的に交流の持てるグループやサークル、団体などの、自主的な活動に参加していますか。	経年	1. 参加している 2. 参加していない	問23	あなたは、日常的に交流の持てるグループやサークル、団体などの、自主的な活動に参加していますか。	1. 参加している 2. 参加していない		
問23で「1.参加している」とお答えの方に（「問23－1」）					問23で「1.参加している」とお答えの方に（「問23－1」）					問23で「1.参加している」とお答えの方に（「問23－1」）				
問23-1	経年	参加されているのは、どのような活動内容ですか。 （○はあてはまるものすべて）	経年	1. スポーツ活動 5. 自治会・町内会活動 2. 趣味的活動 6. PTA・子ども会活動 3. 学習活動 7. 消費者活動 4. ボランティア・福祉活動・NPO活動 8. その他（ ）	問23-1	経年	参加されているのは、どのような活動内容ですか。	経年	1. スポーツ活動 5. 自治会・町内会活動 2. 趣味的活動 6. PTA・子ども会活動 3. 学習活動 7. 消費者活動 4. ボランティア・福祉活動・NPO活動 8. その他（ ）	問23-1	参加されているのは、どのような活動内容ですか。	1. スポーツ活動 5. 自治会・町内会活動 2. 趣味的活動 6. PTA・子ども会活動 3. 学習活動 7. 消費者活動 4. ボランティア・福祉活動・NPO活動 8. その他（ ）		
問23で「2.参加していない」とお答えの方に（「問23－2」）					問23で「2.参加していない」とお答えの方に（「問23－2」）					問23で「2.参加していない」とお答えの方に（「問23－2」）				
問23-2	経年	参加されていないのは、どのような理由からですか。 （○は3つまで）	経年	1. 時間に余裕がないから 2. 情報がないから 3. 子どもが小さいから 4. 個人で活動の方が好きだから 5. 仲間がないから 6. 高齢者や病人の介護・看護があるから 7. 経済的に余裕がないから 8. 近くに活動する場所がないから 9. 家族が反対するから 10. 自分自身どんな活動がしたいかわからないから 11. 関心がないから 12. その他（ ）	問23-2	経年	参加されていないのは、どのような理由からですか。	経年	1. 時間に余裕がないから 2. 情報がないから 3. 子どもが小さいから 4. 個人で活動の方が好きだから 5. 仲間がないから 6. 高齢者や病人の介護・看護があるから 7. 経済的に余裕がないから 8. 近くに活動する場所がないから 9. 家族が反対するから 10. 自分自身どんな活動がしたいかわからないから 11. 関心がないから 12. その他（ ）	問23-2	参加されていないのは、どのような理由からですか。	1. 時間に余裕がないから 2. 情報がないから 3. 子どもが小さいから 4. 個人で活動の方が好きだから 5. 仲間がないから 6. 高齢者や病人の介護・看護があるから 7. 経済的に余裕がないから 8. 近くに活動する場所がないから 9. 家族が反対するから 10. 自分自身どんな活動がしたいかわからないから 11. 関心がないから 12. その他（ ）		
(説明)	経年	§世田谷区には、男女共同参画社会実現のための拠点施設として、いろいろな講座や催し物、相談、資料収集などの事業を行っている「男女共同参画センター”らぶらす”」という施設が、三軒茶屋にあります。§	経年		(説明)	修正	§世田谷区には、男女共同参画社会実現のための拠点施設として、いろいろな講座や催し物、相談、資料収集などの事業を行っている「男女共同参画センター”らぶらす”」という施設が、三軒茶屋にあります。§		(説明)	§世田谷区には、男女共同参画社会実現のための拠点施設として、いろいろな講座や催し物、相談、資料収集などの事業を行っている「男女共同参画センター”らぶらす”」という施設が、下北沢の北沢タウンホールの中にあります。§				
問24	経年	あなたは、「男女共同参画センター”らぶらす”」をご存知ですか。 （○は1つだけ）	修正	1. 知っていて、利用したこともある 2. 知っているが、利用したことはない 3. 知らない	問24	経年	あなたは、「男女共同参画センター”らぶらす”」をご存知ですか。	経年	1. 利用したことがある 2. 知っているが、利用したことはない 3. 知らない	問24	あなたは、「男女共同参画センター”らぶらす”」をご存知ですか。	1. 利用したことがある 2. 知っているが、利用したことはない 3. 知らない		
問25	経年	区では男女共同参画を推進するために、「男女共同参画センター”らぶらす”」などを通じて以下のような事業展開をしています。この中で、特に重点的に行うべきだと思う事業はどれでしょうか。 （○は3つまで）	修正	1. 男性の家事への参画、新しい生き方などを啓発する事業（例 男性向け家事・育児・介護セミナー等） 2. 女性の就業支援を目的とした事業（例 女性向け就職セミナー、起業セミナー、キャリアカウンセリング相談等） 3. 最新の社会問題を扱う事業（例 ストーカー、DV防止啓発物発行等） 4. 情報誌”らぶらす”・FM世田谷などの媒体を利用した、情報提供・意識啓発 5. 行政と区民・区民団体とが協働で実施する事業 6. 地域での社会活動をはじめるきっかけづくりを目的とした事業 7. 家庭、仕事、人間関係などで生じた問題を中心とした、相談事業の実施 8. 男女共同参画に関する図書・資料の提供や、区民・区民団体の活動場所の提供 9. 女性の地位向上等を啓発する事業（例 男女共同参画週間イベント等） 10. その他（ ）	問25	経年	区では男女共同参画を推進するために、「男女共同参画センター”らぶらす”」などを通じて以下のような事業展開をしています。この中で、特に重点的に行うべきだと思う事業はどれでしょうか。	経年	1. 男性の家事への参画、新しい生き方などを啓発する事業（例 男性向け家事・育児・介護セミナー等） 2. 女性の就業支援を目的とした事業（例 女性向け就職セミナー、起業セミナー、キャリアカウンセリング相談等） 3. 最新の社会問題を扱う事業（例 ストーカー、DV防止啓発物発行等） 4. 情報誌”らぶらす”・FM世田谷などの媒体を利用した、情報提供・意識啓発 5. 行政と区民・区民団体とが協働で実施する事業 6. 地域での社会活動をはじめるきっかけづくりを目的とした事業 7. 家庭、仕事、人間関係などで生じた問題を中心とした、相談事業の実施 8. 男女共同参画に関する図書・資料の提供や、区民・区民団体の活動場所の提供 9. 女性の地位向上等を啓発する事業（例 男女共同参画週間イベント等） 10. その他（ ）	問25	区では男女共同参画を推進するために、「男女共同参画センター”らぶらす”」などを通じて以下のような事業展開をしています。この中で、特に重点的に行うべきだと思う事業はどれでしょうか。	1. 男性の家事への参画、新しい生き方などを啓発する事業（例 男性向け家事・育児・介護セミナー等） 2. 女性の就業支援を目的とした事業（例 女性向け就職セミナー、起業セミナー、キャリアカウンセリング相談等） 3. 最新の社会問題を扱う事業（例 ストーカー、DV防止啓発物発行等） 4. 情報誌”らぶらす”・FM世田谷などの媒体を利用した、情報提供・意識啓発 5. 行政と区民・区民団体とが協働で実施する事業 6. 地域での社会活動をはじめるきっかけづくりを目的とした事業 7. 家庭、仕事、人間関係などで生じた問題を中心とした、相談事業の実施 8. 男女共同参画に関する図書・資料の提供や、区民・区民団体の活動場所の提供 9. 女性の地位向上等を啓発する事業（例 男女共同参画週間イベント等） 10. その他（ ）		

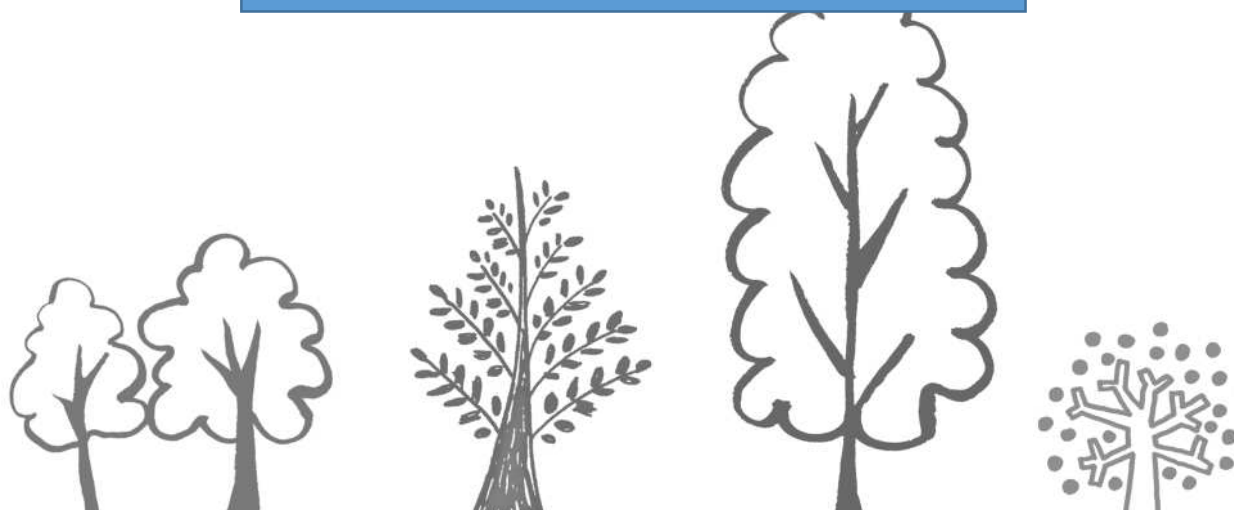
令和6年度（案）				令和元年度				平成26年度				
項目8		【男女平等・男女共同参画社会の実現に向けて】		項目8		【男女平等・男女共同参画社会の実現に向けて】		項目8		【男女平等】		
問26	経年	あなたは、次のような面で男女の地位が平等になっていると思いますか。 （ア）～（オ）のそれぞれについて、あなたの感じ方に近いものを選んでください。 （○はそれぞれ1つずつ）	経年	1. 平等になっている 2. ほぼ平等になっている 3. 平等になっていない 4. わからない （ア）家庭生活では （イ）職場では （ウ）教育の場では （エ）社会参加の場では （オ）全体として、現在の日本では	問26	経年	あなたは、次のような面で男女の地位が平等になっていると思いますか。 （ア）～（オ）のそれぞれについて、あなたの感じ方に近いものを選んでください。	経年	1. 平等になっている 2. ほぼ平等になっている 3. 平等になっていない 4. わからない （ア）家庭生活では （イ）職場では （ウ）教育の場では （エ）社会参加の場では （オ）全体として、現在の日本では	問26	あなたは、次のような面で男女の地位が平等になっていると思いますか。 （ア）～（オ）のそれぞれについて、あなたの感じ方に近いものを選んでください。	1. 平等になっている 2. ほぼ平等になっている 3. 平等になっていない 4. わからない （ア）家庭生活では （イ）職場では （ウ）教育の場では （エ）社会参加の場では （オ）全体として、現在の日本では
問27	経年	あなたは、女性の意見が行政にどの程度反映されていると思いますか。 （○は1つだけ）	経年	1. 十分反映されている 2. ある程度反映されている 3. あまり反映されていない 4. ほとんど反映されていない 5. わからない	問27	経年	あなたは、女性の意見が行政にどの程度反映されていると思いますか。	経年	1. 十分反映されている 2. ある程度反映されている 3. あまり反映されていない 4. ほとんど反映されていない 5. わからない	問27	あなたは、女性の意見が行政にどの程度反映されていると思いますか。	1. 十分反映されている 2. ある程度反映されている 3. あまり反映されていない 4. ほとんど反映されていない 5. わからない
問27で「3」か「4」を答えた方に（「問27－1」）				問27で「3」か「4」を答えた方に（「問27－1」）				問27で「3」か「4」を答えた方に（「問27－1」）				
問27-1	経年	反映されていない理由は何だと思いますか。 （○は3つまで）	経年	1. 女性議員が少ない 2. 行政機関の管理・監督者に女性が少ない 3. 政策決定にかかわる審議会などへの女性の参加が少ない 4. 女性自身が消極的 5. 男性の意識、理解が足りない 6. 社会のしくみが女性に不利 7. 女性の能力に対する偏見がある 8. その他（ ）	問27-1	経年	反映されていない理由は何だと思いますか。	経年	1. 女性議員が少ない 2. 行政機関の管理・監督者に女性が少ない 3. 政策決定にかかわる審議会などへの女性の参加が少ない 4. 女性自身が消極的 5. 男性の意識、理解が足りない 6. 社会のしくみが女性に不利 7. 女性の能力に対する偏見がある 8. その他（ ）	問27-1	反映されていない理由は何だと思いますか。	1. 女性議員が少ない 2. 行政機関の管理・監督者に女性が少ない 3. 政策決定にかかわる審議会などへの女性の参加が少ない 4. 女性自身が消極的 5. 男性の意識、理解が足りない 6. 社会のしくみが女性に不利 7. 女性の能力に対する偏見がある 8. その他（ ）
問28	経年	今後さらに、女性と男性が家庭や地域社会へ参画していくことで、どのような変化がもたらされると思いますか。 （○はあてはまるものすべて）	経年	1. 仕事を優先する人が減り、日本経済の活力が衰える 2. 企業が男性の家事などへの参画の重要性を認識することにより、労働時間短縮や休暇制度の整備が進む 3. 仕事と家庭生活のバランスがとれた生き方ができる男性が増える 4. 女性の家事負担が減り、女性の就労や社会参加が容易になる 5. 男性の家庭や社会に対する理解が深まり、視野が広がる 6. 子育てや介護が十分に行われなくなる 7. 家庭における夫婦や親子の絆が深まる 8. 企業内での昇進の遅れなどにより、収入が減る 9. 人々の地域社会に対する親しみや連帯感が深まる 10. 男らしさや女らしさが否定される 11. 伝統的な家庭観が希薄になる 12. 女性の負担が増える 13. その他（ ） 14. わからない	問28	経年	今後さらに、女性と男性が家庭や地域社会へ参画していくことで、どのような変化がもたらされると思いますか。	経年	1. 仕事を優先する人が減り、日本経済の活力が衰える 2. 企業が男性の家事などへの参画の重要性を認識することにより、労働時間短縮や休暇制度の整備が進む 3. 仕事と家庭生活のバランスがとれた生き方ができる男性が増える 4. 女性の家事負担が減り、女性の就労や社会参加が容易になる 5. 男性の家庭や社会に対する理解が深まり、視野が広がる 6. 子育てや介護が十分に行われなくなる 7. 家庭における夫婦や親子の絆が深まる 8. 企業内での昇進の遅れなどにより、収入が減る 9. 人々の地域社会に対する親しみや連帯感が深まる 10. 男らしさや女らしさが否定される 11. 伝統的な家庭観が希薄になる 12. 女性の負担が増える 13. その他（ ） 14. わからない	問28	今後さらに、女性と男性が家庭や地域社会へ参画していくことで、どのような変化がもたらされると思いますか。	1. 仕事を優先する人が減り、日本経済の活力が衰える 2. 企業が男性の家事などへの参画の重要性を認識することにより、労働時間短縮や休暇制度の整備が進む 3. 仕事と家庭生活のバランスがとれた生き方ができる男性が増える 4. 女性の家事負担が減り、女性の就労や社会参加が容易になる 5. 男性の家庭や社会に対する理解が深まり、視野が広がる 6. 子育てや介護が十分に行われなくなる 7. 家庭における夫婦や親子の絆が深まる 8. 企業内での昇進の遅れなどにより、収入が減る 9. 人々の地域社会に対する親しみや連帯感が深まる 10. 男らしさや女らしさが否定される 11. 伝統的な家庭観が希薄になる 12. 女性の負担が増える 13. その他（ ） 14. わからない
問29	経年	女性の地位を向上させて男女共同参画社会の実現を図るために、今後、行政はどのようなことに力をいれるとよいと思いますか。 （○は3つまで）	経年	1. 学校で平等意識を育てる教育の充実 2. 男女平等への理解を深めるための学習機会の促進 3. 女性問題に関する情報提供、交流会・相談・研究などの充実 4. 女性の職業教育・訓練の機会の充実 5. 就労機会や労働条件の男女格差を是正するための働きかけ 6. 育児・保育施設の充実 7. あらゆる分野における女性の積極的な登用 8. 行政の政策決定などへの女性の参画促進 9. 高齢者や病人の在宅介護サービスや施設の充実 10. 検診体制や相談などの健康管理システムの充実 11. 女性問題に関する国際的な交流・情報収集の促進 12. 男女平等に関する施策の国・都への働きかけ 13. その他（ ） 14. 特にない	問29	経年	女性の地位を向上させて男女共同参画社会の実現を図るために、今後、行政はどのようなことに力をいれるとよいと思いますか。	経年	1. 学校で平等意識を育てる教育の充実 2. 男女平等への理解を深めるための学習機会の促進 3. 女性問題に関する情報提供、交流会・相談・研究などの充実 4. 女性の職業教育・訓練の機会の充実 5. 就労機会や労働条件の男女格差を是正するための働きかけ 6. 育児・保育施設の充実 7. あらゆる分野における女性の積極的な登用 8. 行政の政策決定などへの女性の参画促進 9. 高齢者や病人の在宅介護サービスや施設の充実 10. 検診体制や相談などの健康管理システムの充実 11. 女性問題に関する国際的な交流・情報収集の促進 12. 男女平等に関する施策の国・都への働きかけ 13. その他（ ） 14. 特にない	問29	女性の地位を向上させて男女共同参画社会の実現を図るために、今後、行政はどのようなことに力をいれるとよいと思いますか。	1. 学校で平等意識を育てる教育の充実 2. 男女平等への理解を深めるための学習機会の促進 3. 女性問題に関する情報提供、交流会・相談・研究などの充実 4. 女性の職業教育・訓練の機会の充実 5. 就労機会や労働条件の男女格差を是正するための働きかけ 6. 育児・保育施設の充実 7. あらゆる分野における女性の積極的な登用 8. 行政の政策決定などへの女性の参画促進 9. 高齢者や病人の在宅介護サービスや施設の充実 10. 検診体制や相談などの健康管理システムの充実 11. 女性問題に関する国際的な交流・情報収集の促進 12. 男女平等に関する施策の国・都への働きかけ 13. その他（ ） 14. 特にない
項目9		【仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）】		項目9		【仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）】		項目9		【仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）について】		
（説明）	経年	【資料】 ※仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）とは：誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域活動などにおいても子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることです。 なお、以下の質問における用語の意味は次のとおりとします。 ○「仕事」 自営業主（農林漁業を含む）、家族従業者、雇用者として、週1時間以上働いていること。常勤（フルタイム）、パート、アルバイト、嘱託などは問わない。 ○「家庭生活」 家族と過ごすこと、家事（食事の支度・片付け、掃除、洗濯、買い物など）、育児、介護・看護など ○「地域・個人の生活」 地域・社会活動（ボランティア活動、社会活動、交際・つきあいなど）、学習・研究（学業を含む）、趣味・娯楽、スポーツなど	経年		（説明）	経年	【資料】 ※仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）とは：誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域活動などにおいても子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることです。 なお、以下の質問における用語の意味は次のとおりとします。 ○「仕事」 自営業主（農林漁業を含む）、家族従業者、雇用者として、週1時間以上働いていること。常勤（フルタイム）、パート、アルバイト、嘱託などは問わない。 ○「家庭生活」 家族と過ごすこと、家事（食事の支度・片付け、掃除、洗濯、買い物など）、育児、介護・看護など ○「地域・個人の生活」 地域・社会活動（ボランティア活動、社会活動、交際・つきあいなど）、学習・研究（学業を含む）、趣味・娯楽、スポーツなど		（説明）			
問30	経年	あなたの生活の中で「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」の優先度についておたずねします。あなたの希望に近いものはどれですか。現在仕事をしていない方もお答えください。 （○は1つだけ）	経年	1. 「仕事」を優先したい 2. 「家庭生活」を優先したい 3. 「地域・個人の生活」を優先したい 4. 「仕事」と「家庭生活」をともに優先したい 5. 「仕事」と「地域・個人の生活」をともに優先したい 6. 「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先したい 7. 「仕事」と「家庭生活」と「地域生活」をともに優先したい 8. わからない	問30	経年	あなたの生活の中で「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」の優先度についておたずねします。あなたの希望に近いものはどれですか。現在仕事をしていない方もお答えください。	経年	1. 「仕事」を優先したい 2. 「家庭生活」を優先したい 3. 「地域・個人の生活」を優先したい 4. 「仕事」と「家庭生活」をともに優先したい 5. 「仕事」と「地域・個人の生活」をともに優先したい 6. 「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先したい 7. 「仕事」と「家庭生活」と「地域生活」をともに優先したい 8. わからない	問30	あなたの生活の中で「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」の優先度についておたずねします。あなたの希望に近いものはどれですか。現在仕事をしていない方もお答えください。	1. 「仕事」を優先したい 2. 「家庭生活」を優先したい 3. 「地域・個人の生活」を優先したい 4. 「仕事」と「家庭生活」をともに優先したい 5. 「仕事」と「地域・個人の生活」をともに優先したい 6. 「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先したい 7. 「仕事」と「家庭生活」と「地域生活」をともに優先したい 8. わからない
問31	経年	問30の考え方に対して、あなたの現実（現状）に近いものはどれですか。 （○は1つだけ）	経年	1. 「仕事」を優先している 2. 「家庭生活」を優先している 3. 「地域・個人の生活」を優先している 4. 「仕事」と「家庭生活」をともに優先している 5. 「仕事」と「地域・個人の生活」をともに優先している 6. 「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先している 7. 「仕事」と「家庭生活」と「地域生活」をともに優先している 8. わからない	問31	経年	問30の考え方に対して、あなたの現実（現状）に近いものはどれですか。	経年	1. 「仕事」を優先している 2. 「家庭生活」を優先している 3. 「地域・個人の生活」を優先している 4. 「仕事」と「家庭生活」をともに優先している 5. 「仕事」と「地域・個人の生活」をともに優先している 6. 「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先している 7. 「仕事」と「家庭生活」と「地域生活」をともに優先している 8. わからない	問31	問30の考え方に対して、あなたの現実（現状）に近いものはどれですか。	1. 「仕事」を優先している 2. 「家庭生活」を優先している 3. 「地域・個人の生活」を優先している 4. 「仕事」と「家庭生活」をともに優先している 5. 「仕事」と「地域・個人の生活」をともに優先している 6. 「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先している 7. 「仕事」と「家庭生活」と「地域生活」をともに優先している 8. わからない

令和6年度（案）					令和元年度					平成26年度				
項目9		【仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）】			項目9	【仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）】				項目9	【仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）について】			
問32	経年	今後、仕事と生活の調和を図る上で、何が重要だとお考えですか。 （○は3つまで）	修正	1. 保育サービスや介護サービスなど、育児・介護に関する社会的サポートの充実 2. 育児・介護休業取得に対する職場の上司・同僚の理解浸透 3. 職場の両立支援制度の充実 4. 両立支援制度の利用の促進 5. 法律や制度の充実 6. 長時間勤務の見直し 7. 地域で、日常的に交流の持てるグループやサークル、団体などの自主的な活動に参加できる場の充実 8. 家族のサポートや家族の意識改革 9. 個人の意識改革や努力 10. 在宅勤務等の多様な働き方の推進 11. その他（具体的に： ）	問32	経年	今後、仕事と生活の調和を図る上で、何が重要だとお考えですか。	経年	1. 保育サービスや介護サービスなど、育児・介護に関する社会的サポートの充実 2. 育児・介護休業取得に対する職場の上司・同僚の理解浸透 3. 職場の両立支援制度の充実 4. 両立支援制度の利用の促進 5. 法律や制度の充実 6. 長時間勤務の見直し 7. 地域で、日常的に交流の持てるグループやサークル、団体などの自主的な活動に参加できる場の充実 8. 家族のサポートや家族の意識改革 9. 個人の意識改革や努力 10. その他（具体的に： ）	問32	今後、仕事と生活の調和を図る上で、何が重要だとお考えですか。	1. 保育サービスや介護サービスなど、育児・介護に関する社会的サポートの充実 2. 育児・介護休業取得に対する職場の上司・同僚の理解浸透 3. 職場の両立支援制度の充実 4. 両立支援制度の利用の促進 5. 法律や制度の充実 6. 長時間勤務の見直し 7. 地域で、日常的に交流の持てるグループやサークル、団体などの自主的な活動に参加できる場の充実 8. 家族のサポートや家族の意識改革 9. 個人の意識改革や努力 10. その他（具体的に： ）		
項目10		【防災】			項目10	【防災】				項目10	【防災について】			
問33	修正	近年、頻発化する震災を経て、防災のまちづくりの一層の推進が課題となっています。あなたは、防災分野で男女共同参画の視点を活かすためには、どのようなことが重要だと思いますか。 （○はあてはまるものすべて）	経年	1. 災害や防災に関する知識の習得を進める 2. 防災分野の委員会や会議に、より多くの女性が参加できるようにする 3. 災害対応や復興においてリーダーとなれる女性を育成する 4. 災害に関する各種対応マニュアルなどに男女共同参画の視点を入れる 5. 消防職員、消防団員、警察官、自衛官などについて、防災現場に女性が十分配置されるよう、採用・登用段階を含めて留意する 6. 避難所設備に女性の意見を反映させる 7. 備蓄品に女性の視点を活かす 8. その他（ ） 9. わからない	問33	経年	東日本大震災を経て、防災のまちづくりの一層の推進が課題となっています。あなたは、防災分野で男女共同参画の視点を活かすためには、どのようなことが重要だと思いますか。	経年	1. 災害や防災に関する知識の習得を進める 2. 防災分野の委員会や会議に、より多くの女性が参加できるようにする 3. 災害対応や復興においてリーダーとなれる女性を育成する 4. 災害に関する各種対応マニュアルなどに男女共同参画の視点を入れる 5. 消防職員、消防団員、警察官、自衛官などについて、防災現場に女性が十分配置されるよう、採用・登用段階を含めて留意する 6. 避難所設備に女性の意見を反映させる 7. 備蓄品に女性の視点を活かす 8. その他（ ） 9. わからない	問33	東日本大震災を経て、防災のまちづくりの一層の推進が課題となっています。あなたは、防災分野で男女共同参画の視点を活かすためには、どのようなことが重要だと思いますか。	1. 災害や防災に関する知識の習得を進める 2. 防災分野の委員会や会議に、より多くの女性が参加できるようにする 3. 災害対応や復興においてリーダーとなれる女性を育成する 4. 災害に関する各種対応マニュアルなどに男女共同参画の視点を入れる 5. 消防職員、消防団員、警察官、自衛官などについて、防災現場に女性が十分配置されるよう、採用・登用段階を含めて留意する 6. 避難所設備に女性の意見を反映させる 7. 備蓄品に女性の視点を活かす 8. その他（ ） 9. わからない		
項目11		追加 【男性特有の生きづらさについて】			項目11	削除 【男性相談について】				項目11	【男性相談について】			
説明	追加	内閣府の女性版骨太の方針2023では、「男性の望まない孤独と孤立の解消を図る必要がある」と明記されました。男性特有の生きづらさについて、社会的にも注目を集めています。				削除	男性の雇用問題や親の介護のための早期退職など、男性をとりまく環境が大きく変化し、中高年男性の自殺が増加しています。一方で、男性は、悩みがあっても弱音を吐くことができず、誰かに相談しにくい傾向があるといわれています。以下、男性に対する相談の必要性についておたずねします。		削除	（説明）	男性の雇用問題や親の介護のための早期退職など、男性をとりまく環境が大きく変化し、中高年男性の自殺が増加しています。一方で、男性は、悩みがあっても弱音を吐くことができず、誰かに相談しにくい傾向があるといわれています。以下、男性に対する相談の必要性についておたずねします。			
F1で「1」と答えた方に						削除	あなたは、この1年間に、悩みや困りごとについて、誰かに相談したいと思ったことがありませんか。		削除	問34	あなたは、この1年間に、悩みや困りごとについて、誰かに相談したいと思ったことがありませんか。	1. あった 2. なかった		
問34	追加	初めて生きづらさを感じた時期はいつ頃ですか （○は1つだけ）	追加	1. 幼少期（小学校入学以前） 2. 小学校 3. 中学校 4. 高校 5. 大学、専門学校等 6. 就職後 7. 結婚後 8. その他（具体的に ） 9. 特に感じたことはない		削除	あなたは、この1年間に、悩みや困りごとについて、誰かに相談したいと思ったことがありませんか。		削除	問34	あなたは、この1年間に、悩みや困りごとについて、誰かに相談したいと思ったことがありませんか。	1. あった 2. なかった		
問34・1	追加	その生きづらさの理由はどれに最も近いですか。 （○は3つまで）	追加	1. 弱音をほけない 2. 力仕事や危険な仕事を任せられる 3. リーダーシップを求められる 4. 家族を養う経済力を求められる 5. 家事・介護・育児等より仕事を優先される 6. その他（具体的に ） 7. 特に感じたことはない		削除	あなたは、下記のような悩みについて、無料で利用できる相談機関（例えば区で実施する相談など）があれば利用すると思いますか。		削除	問35	あなたは、下記のような悩みについて、無料で利用できる相談機関（例えば区で実施する相談など）があれば利用すると思いますか。	1. 自身のメンタルヘルス（心の問題）やストレスなどの相談 2. 生き方、暮らし方などの相談 3. 結婚や家族（夫婦を含む）など身近な人との間におきた問題についての相談 4. 育児・子育て・子どもの教育などの相談 5. 仕事・雇用・転職・再就職・起業などの相談 6. 健康・病気・障害などの相談 7. 家計・借金・相続などの相談 8. 介護についての相談 9. 利用しない 10. その他		
F1で「2」「3」と答えた方に						削除	相談をするとしたら、相談員は男性・女性のどちらがよいですか。		削除	問36	相談をするとしたら、相談員は男性・女性のどちらがよいですか。	1. 男性 2. 女性 3. どちらでもよい		
問34・2	追加	一般的に、どのような場面で男性は生きづらさを感じると思いますか。 （○は3つまで）	追加	1. 家庭 2. 職場 3. 地域 4. 学校 5. 友人関係 6. 親子関係 7. その他（具体的に ） 8. わからない		削除			削除					
項目12 【性的マイノリティ（性的少数者）】					項目11	【性的マイノリティ（性的少数者）】				項目12	【性的マイノリティ（性的少数者）】			
（説明）	経年	性的マイノリティとは、「出生時に判定された性と性自認が一致し、かつ、性的指向は異性」という表現に当てはまらない人のことをいいます。例えば、同性愛者、両性愛者、トランスジェンダー（性同一性障害・性別違和など）が当てはまります。			（説明）	修正	性的マイノリティとは、「出生時に判定された性と性自認が一致し、かつ、性的指向は異性」という表現に当てはまらない人のことをいいます。例えば、同性愛者、両性愛者、トランスジェンダー（性同一性障害・性別違和など）が当てはまります。			（説明）	性的マイノリティとは、性同一性障害（「体の性」と「こころの性」が一致しない状態）の人や、恋愛感情などの性的な意識が同性や両性に向かう人（同性愛、両性愛）、身体的な性別が不明瞭な人（性分化疾患）などのことをいいます。性的マイノリティの方々の中には、日常生活や現在の社会制度にさまざまな精神的苦痛を感じ、生きづらいている方もいます。			
問35	経年	あなたは、今まで自分の性のあり方（好きになる相手の性別や、自分自身の性別への違和感など）に悩んだことはありますか。 （○は1つだけ）	経年	1. ある 2. ない	問34	修正	あなたは、今まで自分の性のあり方（好きになる相手の性別や、自分自身の性別への違和感など）に悩んだことはありますか。		経年	1. ある 2. ない	問37	あなたは、今まで自分の性別に悩んだことはありますか。		
問36	経年	あなたは、性的マイノリティという言葉をご存知ですか。 （○は1つだけ）	経年	1. 知っている 2. 初めて知った 3. その他（ ）	問35	経年	あなたは、性的マイノリティという言葉をご存知ですか。		経年	1. 知っている 2. 初めて知った 3. その他（ ）	問38	あなたは、性的マイノリティという言葉をご存知ですか。		
問37	経年	性のあり方に関する次の意見のうち、あなたの意見に近いのはどれですか。 （○は1つだけ）	経年	1. 性のあり方は個人の趣味・嗜好によるものである 2. 性のあり方は個人の趣味・嗜好によるものではない 3. その他（ ） 4. わからない	問36	追加	性のあり方に関する次の意見のうち、あなたの意見に近いのはどれですか。		追加	1. 性のあり方は個人の趣味・嗜好によるものである 2. 性のあり方は個人の趣味・嗜好によるものではない 3. その他（ ） 4. わからない				
問38	修正	あなたは、性的マイノリティの方々が暮らしやすい社会になるために何が重要だと思いますか。 （○は1つだけ）	修正	1. 周囲の理解や偏見・差別の解消 2. 教育現場での普及・啓発 3. 社会制度の見直し（同性婚の法的整備、社会保障等の平等） 4. 企業や公共施設でのハード面（トイレや更衣室等）の整備 5. 専門の相談機関の設置 6. その他（ ） 7. すでに暮らしやすい社会であると思う	問37	経年	あなたは、性的マイノリティの方々の人権を守る啓発や施策について、必要だと思いますか。 6		経年	1. 必要だと思う 2. 必要ないと思う 3. わからない 4. その他（ ）	問39	あなたは、性的マイノリティの方々の人権を守る啓発や施策について、必要だと思いますか。		

令和6年度（案）					令和元年度					平成26年度		
問39	修正	世田谷区では、平成27年度から、同性パートナーの方の気持ちを受け止める取組みとして「パートナーシップの宣誓」を行っています。また、令和4年度には対象者等を拡大し「パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓」へ制度を新たにしています。この取組みをご存知ですか。 (○は1つだけ)	修正	1. 「パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓」について内容を知っている 2. 「パートナーシップの宣誓」のみ内容を知っている 3. 名前は聞いたことがあるが、内容は知らない 4. 知らない	問38	追加	世田谷区では、平成27年度から、同性カップルの方の気持ちを受け止める取組みとして「パートナーシップの宣誓」を行っています。この取組みをご存知ですか。	追加	1. 内容を知っている 2. 名前は聞いたことがあるが、内容は知らない 3. 知らない			
問40	経年	あなたは、「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」をご存知ですか。 (○は1つだけ)	経年	1. 条例も大まかな内容も知っている 2. 聞いたことがあるが、内容は知らない 3. 知らない	問39	追加	あなたは、「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」をご存知ですか。	追加	1. 条例も大まかな内容も知っている 2. 聞いたことがあるが、内容は知らない 3. 知らない			
項目13	追加	【コロナウイルス禍を経た環境変化】										
問41	追加	新型コロナウイルス感染症拡大により、日常生活や行動に次のような変化がありましたか。 (○は3つまで)	追加	1. 仕事量が増えた 2. 仕事量が減った（なくなったを含む） 3. ワークライフバランスが実現できた 4. ワークライフバランスが実現できなくなった 5. 精神的に不安になることが増えた 6. 精神的に安定することが増えた 7. 家族との仲が良くなった 8. 家族との関係が悪化した 9. 食事の支度や掃除等、家事が増えた 10. 食事の支度や掃除等、家事が減った 11. その他（具体的に：								

令和 5 年度
世田谷区第二次男女共同参画プラン
後期計画 取組み状況報告書

調整中



令和 6 年 7 月
世田谷区

目次

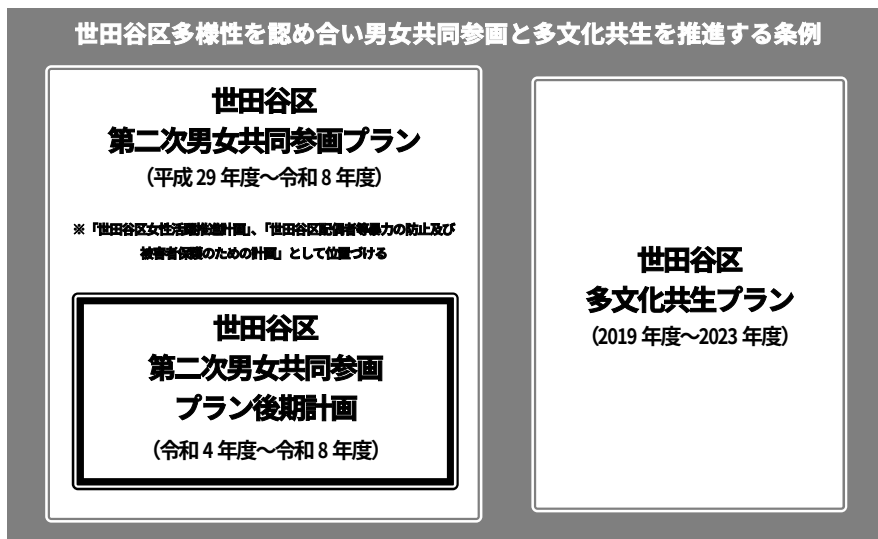
- 本書について..... 1
- 計画の体系..... 3
- 基本目標Ⅰ あらゆる分野における女性活躍推進..... 5
- 基本目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランスの着実な推進..... 7
- 基本目標Ⅲ 暴力やハラスメントのない社会の構築.....10
- 基本目標Ⅳ 多様性を認め合い、尊厳をもって生きることができる社会の構築.....13
- 推進体制 男女共同参画社会の実現に向けた方策.....16
- 男女共同参画・多文化共生推進審議会 男女共同参画部会からの意見.....18

本書について

「世田谷区第二次男女共同参画プラン後期計画」

この計画は、男女共同参画社会の実現をめざすために、区の基本的考え方と課題達成のための施策を明らかにするものであり、平成 29 年 3 月に策定した、「世田谷区第二次男女共同参画プラン」（平成 29 年度～令和 8 年度）を調整する計画です。

また、「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」（以下、「条例」という）第 9 条に基づく、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画にあたります。



プランの体系

プランでは、「一人ひとりの人権が尊重され、自らの意思にもとづき、個性と能力を十分発揮できる、男女共同参画社会の実現」という基本理念のもとに、4 つの基本目標を掲げています。また、その実現のための方策を「推進体制」として位置づけています。

また、基本目標ごとに 3 つの課題を挙げ、それぞれの課題への具体的な施策と、施策に沿った事業展開をまとめています。

詳細は「計画の体系」（p.3～4）をご覧ください。

プランの進行管理と取組み状況報告について

区は施策を総合的かつ計画的に進めるため、条例第 9 条第 3 項に基づき、プランの進行管理を行います。また、プランの取組み状況を「世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会」に報告し、意見を聴取した上で、「取組み状況報告書」としてまとめ、公表します。

本書の見かた

本書では、基本目標の数値目標や課題について、令和 5 年度の実践内容と評価を掲載しています。
なお、各事業の詳細な実践状況は、別冊にまとめています。

【数値目標】

プランにおいて設定した数値目標です。

このうち「直近の実績」欄では、可能な限り、直近の実績数値を反映しています。

また、参考数値として、国の調査・報告から関連する数値を引用しています。

【数値目標に対する評価と課題】

数値目標の直近の実績数値について、評価と今後の課題を掲載しています。

【基本目標における課題と令和 5 年度の実践内容】

基本目標ごとに挙げられている課題について、令和 5 年度に実施した実践内容を掲載しています。

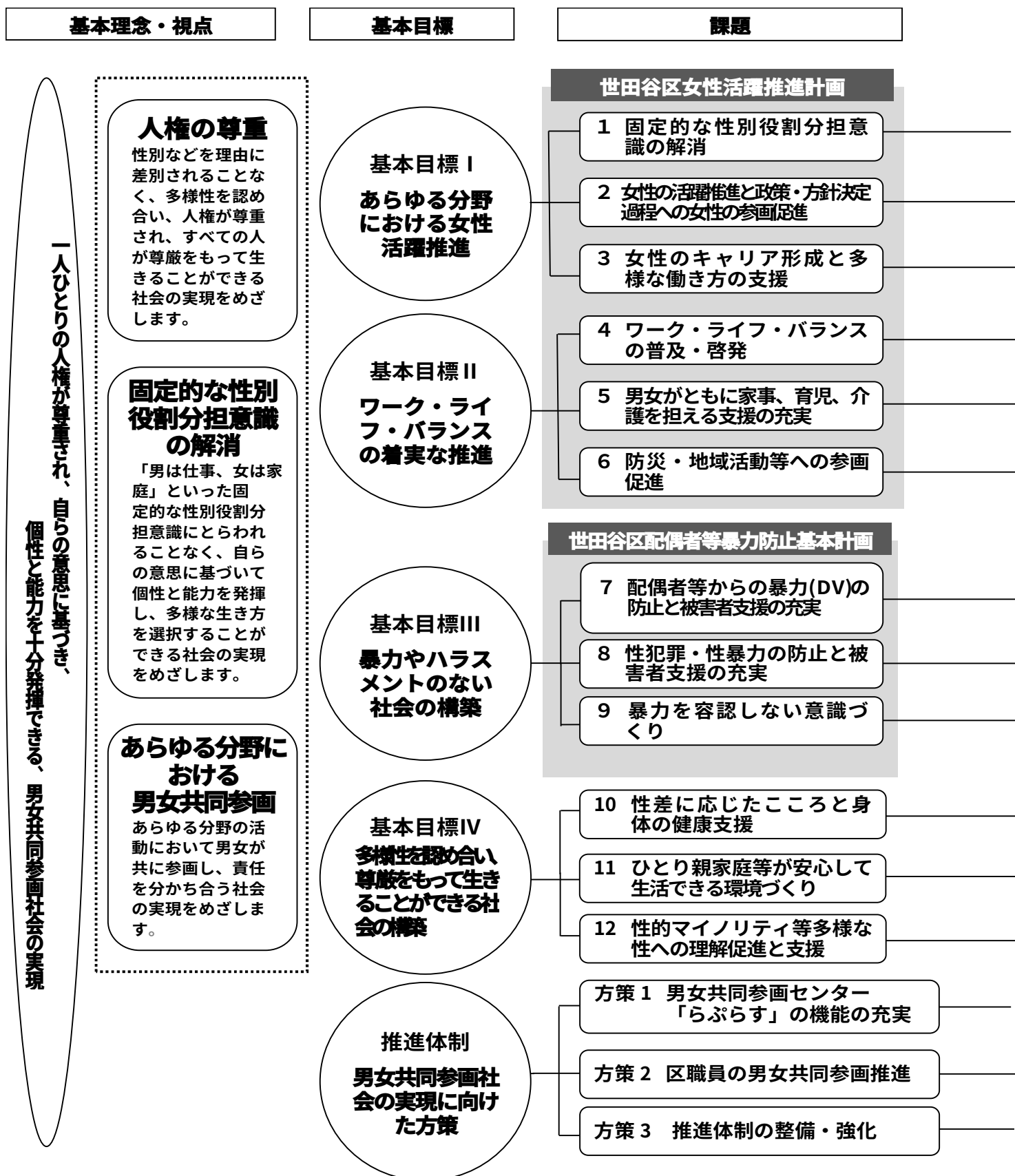
【実践内容の評価と今後の実践】

令和 5 年度に実施した実践内容について、評価と今後の実践を掲載しています。

【参考：令和 4 年度実践状況報告書に対する男女共同参画・多文化共生推進審議会意見】

「令和 4 年度世田谷区第二次男女共同参画プラン実践状況報告書」について、附属機関である男女共同参画・多文化共生推進審議会の男女共同参画推進部会からいただいた意見

計画の体系



施策

①情報提供・啓発活動の充実 ②男女共同参画に関する男性の理解の促進 ③教育分野における啓発
④家庭や地域における男女平等教育・学習の充実 ⑤職場における男女平等意識の向上
⑥意識調査による実態の把握と啓発

①事業者に向けた女性の活躍推進のための意識啓発 ②審議会等の女性登用率の向上
③事業者への支援

①女性の就労・再就職支援 ②女性のキャリア形成、キャリア教育の推進
③女性が少ない分野への女性の参画支援 ④非正規雇用の女性等への支援

①ワーク・ライフ・バランスの考え方の普及 ②事業者への働きかけと支援
③多様な働き方の支援 ④男女の育児・介護休業の取得促進
⑤「区内企業の男女共同参画に関する意識・実態調査」等による実態の把握と啓発

①保育等の拡充 ②育児に関するサービスの充実 ③子育て世代への支援
④地域・地区での子育て支援 ⑤介護者への支援 ⑥男性の家事・育児・介護等への参画支援

①防災・災害復興の分野への女性の参画促進 ②地域活動への参画支援 ③地域活動における女性リーダーの育成支援
④男性の地域活動への参画支援 ⑤高齢者の社会参画の促進

①暴力の未然防止と早期発見 ②相談体制の充実 ③被害者の安全確保と体制整備 ④被害者支援の充実 ⑤被害者の中長期的支援（生活再建の支援）
⑥被害者の子どもへの支援 ⑦支援体制の充実と関係機関との連携強化 ⑧高齢者、障害者、外国人の被害者への支援 ⑨男性、性的マイノリティの被害者への支援 ⑩DV被害者支援と児童虐待防止の連携強化

①性犯罪・性暴力被害者への区の支援 ②国や東京都の施策との連携

①人権尊重と暴力防止の意識づくり ②学校における人権教育の推進 ③性暴力・ストーカー行為等暴力防止の意識づくり ④職場等におけるハラスメントの防止

①疾病予防、健康づくりの推進 ②こころの健康対策 ③親子の健康支援
④年代に応じた性教育の普及

①ひとり親家庭への相談・情報提供の充実 ②ひとり親家庭の親への就労支援
③ひとり親家庭への生活支援 ④ひとり親家庭の子どもへの支援

①就労・災害時等における性的マイノリティへの支援 ②区民や事業者の性的マイノリティへの理解の促進 ③同性パートナーシップに関する取組み ④性的マイノリティの相談体制・居場所づくりの整備 ⑤区職員・教育分野等における理解促進 ⑥多様な形の家族の支援

①地域と共に男女共同参画を推進するための仕組みの強化と体制の充実 ②区民・団体・地域の支援者が主体となった多様な交流の場・機会の充実 ③地域との連携・利用促進のための情報発信の強化
④講座・研修、情報収集・提供、相談機能の横断的展開

①区職員・教職員の男女平等意識の向上 ②庁内の管理監督的立場への女性の登用
③区職員の仕事と生活の両立支援

①「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」に基づく推進体制の整備
②国や都、他自治体との連携強化 ③男女共同参画に関わる市民活動団体の育成 ④市民活動団体との連携・協働の推進

基本目標Ⅰ あらゆる分野における女性活躍推進

「男女共同参画社会基本法」では、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会を形成すること」を目標としています。

また、「世田谷区基本計画」で掲げる「多様性の尊重」とは、一人ひとりが自分らしく生き、すべての人が尊重される社会の実現に向け、多様性を認め合うとともに、人権課題への理解を深め、あらゆる人権侵害の根絶に向けた取り組みです。

このような社会の実現のために、男女共同参画の視点から、すべての女性が自らの意思によって社会のあらゆる分野で活躍し、個性と能力を十分に発揮することができる環境づくりを進めます。

後期計画では、新たに、コロナ禍で困難を抱えていることが明らかになった非正規雇用の女性や若年女性に対する支援にも取り組みます。

【数値目標】

No.	指標	プラン策定時実績	前回の実績	直近の実績	目標 (令和8年度)
1	区の審議会等の女性の占める割合	平成28年度 30.9%	令和5年度 4月1日現在 35.2%	令和6年度 4月1日現在 34.5%	40%以上
2	庁内の管理監督の立場 (部長・課長級及び係長級) の女性の占める割合	平成28年度 34.2%	令和5年度 4月1日現在 38.7% (管理職:21.7%)	令和6年度 4月1日現在 38.9% (管理職:21.9%)	40% (管理職:30%)
3	固定的な性別役割分担意識の解消が必要だと考える人の割合	平成26年度 73.3%	令和4年度 85.3%	令和5年度 85.4%	85%

出典 No.1 プラン策定時、前回、直近の実績：庁内調査(毎年実施)

No.2 プラン策定時、前回、直近の実績：庁内調査(毎年実施)

No.3 プラン策定時実績：男女共同参画に関する区民意識・実態調査(5年に1度実施)

前回と直近の実績：区民意識調査(毎年実施)

【副次的な目標数値】

No.	指標	プラン策定時実績	前回の実績	直近の実績	目標 (令和8年度)
A	女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」を策定・公表している区内事業所数	—	令和5年度 7月13日現在 98件	令和6年度 6月24日現在 105件	150件

出典 前回と直近の実績：厚生労働省「女性の活躍推進企業データベース」に掲載されている区内事業所の件数

(参考数値)

No.1 関連

- 国の審議会等委員に占める女性の割合 42.1% (令和5年9月1日現在) *1
- 東京都の審議会等委員総数に占める女性比率 30.3% (令和5年4月1日現在) *2
- 東京都の市区町村の審議会等の女性比率(該当市区町村数) 下表参照 (令和5年4月1日現在) *2

20%未満	20%以上 25%未満	25%以上 30%未満	30%以上 35%未満	35%以上 40%未満	40%以上 45%未満	45%以上 50%未満	50%以上 55%未満
8	14	7	26	5	0	0	1

No.2 関連

- 国の地方機関課長・本省課長補佐相当職以上の女性の割合 15.0% (令和5年7月現在) *3
- 東京都の課長相当職以上の女性比率 15.5% (令和5年4月1日現在) *2
- 世田谷区の管理職(部長級及び課長級)の女性比率 19.6% (令和5年4月1日現在)
- 東京都の市区町村の課長相当職以上の女性比率(該当市区町村数) (令和5年4月1日現在) *2

0%	5%未満 (除く0%)	5%以上 10%未満	10%以上 15%未満	15%以上 20%未満	20%以上 25%未満	25%以上 30%未満	30%以上
2	0	9	12	24	10	3	2

*1 内閣府男女共同参画局「国の審議会等における女性委員の参画状況調べ」(令和5年9月)

*2 内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況(令和5年度)」

*3 内閣官房内閣人事局「女性国家公務員の登用状況のフォローアップ」(令和6年1月)

【数値目標に対する評価と課題】

1 区の審議会等の女性割合は、プラン策定時比 3.6 ポイント上昇、前年度比では 0.7 ポイント減少した。

⇒令和 8 年度目標をプラン策定時 35%から後期計画において 40%へと引き上げた。プラン策定時の最終目標は達成したが、新たに掲げた 40%を達成するには相当数の女性委員の登用が必要となるため、庁内各課の理解を求めながら取組む必要がある。女性委員が 0 人の審議会等は令和 4 年度 6 件から 4 件に減少した。

2 庁内の管理監督的立場の女性の占める割合は、プラン策定時比 4.7 ポイント、前年度比 0.2 ポイント上昇した。

⇒特定事業主行動計画では、世田谷区役所における女性管理監督職割合の目標値を令和 7 年 3 月までに 40%としている。区職員全体における女性の割合は 52.8%であり、女性の管理監督職育成に向けて今後も取組を進める必要がある。

3 固定的な性別役割分担意識の解消が必要だと考える人の割合は、プラン策定時比 12.1 ポイント、前年度比 0.1 ポイント上昇した。

⇒区民の意識は着実に向上している。今後も、学校、家庭、職場などあらゆる分野において男女共同参画への理解の促進をめざし、事業を展開していく必要がある。

A 女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」を策定・公表している区内事業者数は、前回調査比 7 件上昇した。

⇒計画を策定した事業者の約 6 割は、女性活躍推進に効果があったとの調査結果もあることから、区内事業者に対し計画策定の働きかけを積極的にしていく必要である。

【基本目標における課題と令和 5 年度の実施内容】

課題 1 固定的な性別役割分担意識の解消（事業 No. 3,5）

男女共同参画センターらぶらす（以下、「らぶらす」という）による総合的な展開

中学・高校生や教職員向けの学校出前講座を通じて教育分野での啓発を図った他、情報誌「らぶらす」等の刊行物における普及啓発をはじめ、らぶらすで実施する情報提供・収集、講座、相談などの様々な事業の中に、固定的な性別役割分担意識解消の内容を盛り込んだ。

課題 2 女性の活躍推進と政策・方針決定過程への女性の参画促進（事業 No. 18）

先進事業者表彰を通じての普及啓発

仕事と家庭生活との両立支援や女性の活躍推進などに積極的に取組む事業者を表彰する「男女共同参画先進事業者表彰」を実施し、6 事業者を表彰した。表彰事業者の好事例を掲載したパンフレットを作成し、広く公共施設等に配布・配架した。受賞事業者からは、表彰を通じて会社の評判の向上や会社 PR につながったとの声をいただくと同時に、区内事業者の女性活躍推進に向けた環境整備の啓発も図った。

課題 3 女性のキャリア形成と多様な働き方の支援（事業 No. 24,25,28,30,31）

ライフステージに応じた女性の就労支援等の実施

らぶらすが実施するライフステージ等に応じた女性の就労支援について 50 代以降の女性、子育てを機に離職した女性を対象とした講座を実施し、女性の就労支援に寄与した。連続講座として実施することで、受講の効果を高めることができ、講座終了後には個別相談を実施することで、講座と相談を連携させ、参加者の継続的な支援をおこなった。

【実施内容の評価と今後の取組み】

- ・「固定的な性別役割分担意識」の解消に向け、継続的な周知・啓発が必要となる。幼少期からジェンダーバイアスに囚われない視点を身に付けることが重要で、教育分野とも連携しながら、らぶらすの学校出前講座等を活用し、働きかけていく。
- ・先進事業者表彰では、6 事業者を先進事業者として表彰し、受賞事業所からも会社 PR に繋がった等高評価をいただき、また好事例として受賞事業者のパンフレットを広く周知することで区内事業者に啓発を行うことができた。今後はらぶらすの講座等も活用し、より区内事業者に働きかけを行っていく。
- ・就職やキャリアチェンジにかかる情報が得られるよう新たに作成した女性の就労支援リーフレットについて、掲載情報やビジュアルを随時見直し、有効性の高いリーフレットに更新していく。また、引き続き、（公財）世田谷区産業振興公社と連携し、支援の充実を図る。
- ・特別区長会調査研究機構が実施する「特別区における女性を取り巻く状況と自治体支援の方策」をテーマとした研究において、研究の報告書が取り纏められた。この報告書を活用し、その課題や有効な施策等を基にらぶらすでの若年女性を対象にしたグループ相談会等実施していく。

【参考：令和 4 年度取組み状況報告書に対する男女共同参画・多文化共生推進審議会意見】

- ・女性が管理職選考を受けづらい背景として、仕事と家庭の両立の難しさが障壁となっていると考えられる。これまで慣行してきた男性モデルの働き方ではなく、仕事も家庭も両立できる働き方を組織として考えていく必要がある。また、こうしたライフスタイルを体現する管理職のイメージを作っていくとよい。

（令和 5 年 6 月 30 日 男女共同参画推進部会）

基本目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランスの着実な推進

少子高齢社会の進展や共働き世帯の増加などにより、家庭生活において男女がともに育児や介護などを担うことが求められています。

また、家庭生活の充実とともに社会貢献としての地域活動への参画などへの関心も高まっています。このような社会情勢の変化を踏まえ、長時間勤務や転勤が当然とされている労働慣行を見直すことで、男女がともに家庭や地域に参画できる「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」がとれた社会をめざします。

後期計画では、新たに、テレワーク等多様な働き方の支援や、法改正で義務化された職場におけるハラスメントの防止の強化にも取り組みます。

【数値目標】

No.	指標	プラン策定時 実績	前回の実績	直近の実績	目標 (令和8年度)
4	区内事業所における ポジティブ・アクションの 認知度	平成27年度 45.3%	—	令和2年度 40.7%	80%
5	仕事と家庭生活をともに 優先している人の割合	平成26年度 24.1%	令和元年度 24.4%	令和5年度 27.3%	35%
6	町会・自治会長における 女性の割合	平成28年度 8.6%	令和5年度 4月1日現在 14.6% (副会長含む:28.1%)	令和6年度 4月1日現在 19.2% (副会長含む:30.8%)	20%

出典 No.4 プラン策定時と直近の実績：区内企業の男女共同参画に関する意識・実態調査(5年に1度実施)

No.5 プラン策定時と前回の実績：男女共同参画に関する区民意識・実態調査(5年に1度実施)
直近の実績：区民意識調査(毎年実施)

No.6 プラン策定時、前回、直近の実績：庁内調査(毎年実施)

【副次的な数値目標】

No.	指標	プラン策定時 実績	前回の実績	直近の実績	目標 (令和8年度)
B	両親学級・ぷれパパママ講座 における男性の参加人数・ 参加率*1	平成28年度 平日796人 (26.3%) 休日1,470人 (49.8%)	令和4年度 平日497人 (46.5%) 休日1,227人 (50.0%)	令和5年度 平日393人 (47.9%) 休日1,340人 (49.0%)	平日1,070人 (45.0%) 休日2,000人 (50.0%)
C	ワーク・ライフ・バランスに 「既に十分に組み入れている」 と考えている事業所の 割合	平成27年度 6.6%	—	令和2年度 14.8%	20.0%

出典 B プラン策定時、前回、直近の実績：庁内調査(毎年実施)

C プラン策定時と直近の実績：区内企業の男女共同参画に関する意識・実態調査(5年に1度実施)

*1 令和5年度より「両親学級」と「ぷれパパママ講座」の名称を統一して「両親学級」として実施。
(参考数値)

No.6 関連

- 全国の自治会長の女性比率 7.2% (令和5年7月1日現在) *1
- 東京都の自治会長の女性比率 13.3% (令和5年7月1日現在) *1
- 東京都の特別区・市町村の自治会長の女性比率(該当区市町村数) (令和5年4月1日現在) *2

	0%	5%未満 (除く0%)	5%以上 10%未満	10%以上 15%未満	15%以上 20%未満	20%以上	公表なし・ データなし
特別区	0	1	9	10	3	0	0
市町村	7	3	3	5	4	10	7
合計	7	4	12	15	7	10	7

*1 内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況(令和5年度)」

*2 内閣府男女共同参画局「市区町村女性参画状況見える化マップ」(令和5年度)

【数値目標に対する評価と課題】

4 ポジティブ・アクションの認知度は、プラン策定時比 4.6 ポイント低下した。

⇒「女性活躍推進法」に基づく一般事業主行動計画の策定義務の対象が、令和4年4月1日に拡大したことも踏まえ、事業者への情報提供や支援を継続し、今後も、区内事業所が女性の積極的な登用を進めるにあたっての環境整備をいっそう進めていく必要がある。

5 「『仕事』と『家庭生活』をともに優先している」と回答した区民の割合は、プラン策定時比では3.2ポイント、前回調査比2.9ポイント上昇した。

⇒ワーク・ライフ・バランスに関する意識は着実に上昇しており、今後も引き続き、男女共同参画センターらぶらすの事業やイベント等での啓発を通じ、周知・啓発を図っていく。

6 町会・自治会長における女性の割合は、プラン策定時比10.6ポイント上昇、前年度比4.6ポイント上昇した。

⇒地域における女性リーダーの役割はまちづくりや防災の観点からも強く求められている。今後も地域における女性リーダーの参画・育成に努めていく。

B 両親学級・ぶれパパママ講座における男性の参加人数は、前年度から平日は減少したが、休日は増加しており、合計数として増加した。参加率は、令和8年度目標を達成した。

⇒参加率は、数値目標を達成したものの、少子化の影響等により、参加者数はプラン策定時の実績を下回っている。今後も受講しやすい環境づくりとして、オンラインによる実施を継続していく。

なお、令和5年度より「両親学級」と「ぶれパパママ講座」の名称を統一して「両親学級」として実施している。

C ワーク・ライフ・バランスに「既に十分に取り組んでいる」と考えている事業所の割合は、プラン策定時比 8.2 ポイント上昇した。

⇒ワーク・ライフ・バランスに取り組んでいるという事業所の割合は増加しており、ワーク・ライフ・バランスに関する意識の高まりがうかがえる。今後は、男女共同参画センターらぶらすが実施する出前講座を事業所向けに実施し、さらなる理解促進を図る。

【基本目標における課題と令和5年度の実施内容】

課題4 ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発（事業No. 42,43,44,47）

イベントにおける呼び掛け、セミナー等を通じた周知・啓発

らぶらすでは、区内イベントに出展し、アンケートの実施やパネル展示、ノベルティの配布により、ワーク・ライフ・バランスについて考える働きかけを行った。世田谷区産業振興公社で実施している企業経営者や関心のある方向けに労務セミナーでは、大幅に実施回数を増やすとともに、法案の改正等、人事労務担当者が知っておきたい内容を盛り込み好評を博した。また新たに、ワーク・ライフ・バランスの視点を取り入れた各所管課のイベントを集約し、ホームページで周知を行った。

課題5 男女がともに家事、育児、介護を担える支援の充実（事業No. 49,94,95,96,97,98）

多様な保育の充実による両立支援や父親・男性向け講座等の実施

理由を問わず就学前の子どもを預けることができるほっとステイ事業、延長や休日保育等の多様な保育の充実など、きめ細かな子ども関連施策や保健医療福祉サービスの拡充が、昨年度よりも図られ、これらの取り組みが両立支援に寄与している。また、男性も参加できるぶれパパママ講座、料理講座や介護者向けの家族会等を充実させることにより、性別に関わらず家事・育児、介護等に参加できる環境整備を進めた。

課題6 防災・地域活動等への参画促進（事業No.99,100,101,113,104）

防災・災害分野の計画等における男女共同参画の視点

社会情勢の変化や東京都の被害想定見直しを踏まえ、避難所運営マニュアルの見直しの取り組みが進む中で、らぶらすの講座において、女性の視点で考える防災・減災講座「防災・減災活動や避難所運営におけるアサーティブ・コミュニケーション」を実施した。講座期間中には、防災パネルの展示、講座当日に災害時用トイレの展示をおこない、来館者へも啓発することができた。

【実施内容の評価と今後の取組み】

- ・ 広く区民が参加するイベント等への出展では、多くの来場者が PR コーナーに立ち寄りパネルや配布物を見入るという状況が見られた。引き続き、様々な機会を捉えワーク・ライフ・バランスの真の意義や自ら希望する生活の実現に関する啓発を行う。
- ・ 事業者向けの取組みとして、らぶらすの出前講座も含め、中小事業所が抱える課題やニーズを捉えながら、ポジティブ・アクションの必要性とともに、環境整備に向けた支援事業や制度の情報提供や周知・啓発を図る。
- ・ らぶらすが実施する区民企画協働事業における提案には、地域団体より、男性が家事、育児、介護を前向きに取り組めるような企画が数多く提案されている。令和5年度の男性を対象とした事業への参加者数の増加も踏まえ、今後、更なる充実を図る。
- ・ 防災・災害分野においては、避難所運営マニュアルにおける位置づけに注視するとともに、らぶらすと女性防災コーディネーターとの連携により、男女共同参画の視点を取り入れた防災講座等の一層の地域展開を図る。

【参考：令和 4 年度取組み状況報告書に対する男女共同参画・多文化共生推進審議会意見】

- ・【数値目標】4 におけるポジティブ・アクションの認知度が、直近の実績で 40%代と令和 8 年度目標と比較し、半分程度のパーセンテージとなっているが、基本目標Ⅰの【副次的な数値目標】A に定める「一般事業主行動計画」に位置付けられる取組みがポジティブ・アクションとなっていくと考えられるため、「一般事業主行動計画」と一体的に周知・啓発を行っていく必要がある。

(令和 5 年 6 月 30 日 男女共同参画推進部会)

基本目標Ⅲ 暴力やハラスメントのない社会の構築

日本国憲法においては個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、「DV防止法」では、「配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である」として「人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である」とうたっています。

しかしながら、配偶者等からの暴力、ストーカー行為をはじめ、女性への人権侵害は今なお深刻な社会問題であり、男女平等の実現の妨げとなっています。

後期計画では、DVの防止や被害者支援について、関係機関や民間団体との連携・協働による支援を充実させ、また新たに、国の性犯罪・性暴力対策の強化の方針に沿った性犯罪・性暴力の防止と被害者支援の充実にも取り組むことで、あらゆる暴力の根絶をめざします。

【数値目標】

No.	指標	プラン策定時 実績	前回の実績	直近の実績	目標 (令和8年度)
7	DV防止法の認知度 (「法律名も内容も知っている」と回答した人の割合)	平成26年度 34.3%	令和3年度 27.1%	令和4年度 29.5%	60%
8	「DVが、100%加害者に 責任があり、許せないもの である」と考える人の割合	平成26年度 51.0%	令和3年度 67.4%	令和4年度 67.9%	80%
9	デートDV防止の 出前講座実施校数	平成27年度 中学校：6校 高等学校：4校	令和4年度 中学校：2校 高等学校：0校	令和5年度 中学校：4校 高等学校：2校	中学校：10校 高等学校：10校

出典 No.7 プラン策定時実績：男女共同参画に関する区民意識・実態調査(5年に1度実施)

前回と直近の実績：区民意識調査(毎年実施)

No.8 プラン策定時実績：男女共同参画に関する区民意識・実態調査(5年に1度実施)

前回と直近の実績：区民意識調査(毎年実施)

No.9 プラン策定時、前回、直近の実績：庁内調査(毎年実施)

【副次的な数値目標】

No.	指標	プラン策定時 実績	前回の実績	直近の実績	目標 (令和8年度)
D	区職員へのDV防止研修の 実施回数・参加人数	平成28年度 実施回数：1回 参加人数：51人	令和4年度 実施回数：1回 参加人数：32人	令和5年度 実施回数：1回 参加人数：51人	実施回数：2回 参加人数：80人
E	パワーハラスメント防止 対策義務化の認知度	—	—	令和2年度 57.9%	90.0%

出典 D プラン策定時、前回、直近の実績：庁内調査(毎年実施)

E 区内企業の男女共同参画に関する意識・実態調査(5年に1度実施)

(参考数値)

No.7 関連

●内閣府調査におけるDV防止法の認知度 21.3%

※「男女間における暴力に関する調査」で「法律があることも、その内容も知っている」と回答した人の割合
内閣府男女共同参画局「男女間における暴力に関する調査報告書」(令和6年3月)(3年に1度実施)

【数値目標に対する評価と課題】

7 DV防止法の認知度(「法律名も内容も知っている」と回答した人の割合)は、プラン策定時比4.8ポイント低下したが、前年度比2.4ポイント上昇した。

⇒改正DV防止法(令和6年4月1日施行)の施行に伴い、社会的関心が高まるこの機会に、改正DV防止法やDV自体についての理解促進に努める必要がある。効果的な啓発の内容や手法等を検討する。

8 「DVが100%加害者に責任があり、許せないものである」と考える人の割合はプラン策定時比16.9ポイント、前年度比0.5ポイント上昇した。

⇒暴力は理由のいかに抛らず許されるものではないことを継続して発信していく必要がある。

9 デートDV防止をテーマとした出前講座は、令和4年度が全体で2校だったのに対し、令和5年度は6校に増加した。

⇒らぶらすによる学校出前講座では多様なテーマで講座を実施しているが、いずれのテーマにおいても積極的にデートDVに関する情報発信を行い、理解促進に努めた。また、区内中学校2年生全員へデートDV防止リーフレットを配布した。

D DV防止研修の参加者数は、令和4年度が32名だったのに対し、令和5年度は51名となった。

⇒令和5年度は、新型コロナウイルス感染症が「5類感染症」へ位置付けられ、従前の規模により研修を実施することができた。今後は、より深い内容やテーマを設定し、研修の実施回数を増やすなど、検討を進めていく。

E パワーハラスメント防止対策義務化の認知度は、直近調査時点(令和2年度)において57.9%となっている。

⇒令和2年度に厚生労働省が実施した「職場のハラスメントに関する実態調査」では、過去3年間に勤務先で一度以上パワーハラスメントを経験した者の割合が31.4%だったのに対し、その後の行動として、「何もしなかった」の割合が最も高く、勤務先の対応としても「特に何もしなかった」割合が47.1%となった。今後はより一層、企業へ周知・啓発を強化するとともに、被害に遭った従業員が相談できる相談先の周知を行っていく。

【基本目標における課題と令和5年度の実施内容】

課題7 配偶者等からの暴力(DV)の防止と被害者支援の充実 (事業 No.125,126,130,131,132,135,136,137,138,140,141,143,150,159)

DV支援対象者の状況に応じた支援の充実

配偶者暴力相談支援センター機能における、各総合支所子ども家庭支援課を主体として支援対象者の保護及び自立や生活再建に向けた支援を行いつつ、子育て支援、健康相談や公営住宅・民間賃貸住宅にかかる情報提供等、複数の課が連携しながら支援を行った。また、11月に「女性に対する暴力をなくす運動」及び「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」を実施し、庁内外に広く周知・啓発を図った。

課題8 性犯罪・性暴力の防止と被害者支援の充実 (事業 No.160,161)

犯罪被害者等相談窓口における支援

犯罪被害者等支援相談窓口では、犯罪被害にあわれた方の相談対応を行った。また、さらなる犯罪被害者等支援の質や継続性を確保するため、学識経験者や関係機関による検討委員会を3回(11、12、2月)開催し、条例制定など犯罪被害者支援について検討した。

課題9 暴力を容認しない意識づくり (事業 No.165,167)

教育委員会と連携した意識啓発

デートDV防止啓発物を区内中学校2年生に配布するとともに、男女共同参画センターらぶらすが実施する出前講座を通じて、意識啓発を図った。また、区立小中学校の校長会、副校長会や生活指導主任研修会等の教職員研修において、わいせつ行為やセクハラ・パワハラ、体罰の禁止に主眼を置いたミニ研修会を特に今年度は、管理職に周知を行うことで、学校全体に暴力防止への意識づくりを推進することができた。引き続き、啓発物を配布するとともに、出前講座の実施回数や内容も検討しながら、教育委員会との連携をより一層強化していく。

【実施内容の評価と今後の取組み】

- ・児童虐待を含む複雑かつ複合的な支援が必要なケースも増加している。今後も、DV防止法改正や困難女性支援法の施行を踏まえ、相談員の支援力向上や安全対策、二次受傷の防止に取り組みながら、支援対象者に寄り添ったきめ細やかな支援を行っていく。また、男性や性的マイノリティのDV支援対象者について、安心して相談ができる環境の整備検討をしていく。
- ・世田谷区では、「地域で暮らし続ける」という選択をした支援対象者が比較的多いという特徴が見られ、DV支援対象者とその子どもへの精神的なサポート、生活を維持するためのソーシャルワーク、相手方対応に関しては警察との連携、法的な対応などの包括的な支援が今後も重要となる。また、民間資源も活用しながら、「地域で暮らし続ける」DV支援対象者を地域で支える体制を整備していく。
- ・ハラスメント、性暴力やDV等を防止するため、区民へその内容や相談先を周知・啓発するとともに、区内事業所へハラスメントを禁止する規定の整備等の働きかけを行っていく。また、警察と連携しながら地域全体でハラスメント、暴力やDVを許容しない意識を醸成していく。

【参考：令和４年度取組み状況報告書に対する男女共同参画・多文化共生推進審議会意見】

- ・性被害に関しては、“被害者にならないため”ではなく、“被害者にも加害者にもならないため”の周知・啓発が必要である。
- ・刑法性犯罪規定の改正に伴い、同意のない性行為を広く性犯罪と定義されたが、このことを広く周知・啓発する必要がある。また、年代に応じた性教育の過程においても「性同意」という考え方を浸透させることが重要であるが、同意した先のことや拒否できることについても知ることが大切である。
- ・ハラスメントが発生する環境には、ハラスメントに気付いているけれども声を上げることのできない人もいる。こうした人がハラスメントのある環境下でどのように行動したらいいか、相談先や対応方法等の具体的な周知・啓発が必要である。

(令和５年６月３０日 男女共同参画推進部会)

基本目標Ⅳ 多様性を認め合い、尊厳をもって生きることができる社会の構築

世田谷区基本構想では、「個人の尊厳を尊重し、年齢、性別、国籍、障害の有無などにかかわらず、多様性を認め合い、自分らしく暮らせる地域社会を築いていく」というビジョンを掲げ取組みを進めています。

このような地域社会の形成に向けては、男女だけでなく多様な性の「心」と「からだ」の違いを互いに理解し合い、自己への肯定的な認識を深めながら、他者に対する思いやりをもって生きていくことが前提となります。また、障害のある女性やひとり親家庭の母親など、女性であることで複合的に困難な状況に置かれている場合があることにも留意が必要です。

生涯を通じた男女の異なる健康上の問題への留意や「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」の視点を持つとともに、ひとり親家庭の直面する生活上の困難な状況への支援や性的マイノリティの抱える生きづらさへの理解・支援を進め、人権尊重の社会の構築をめざします。

後期計画では、「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」の施行を受け、区民や事業者における性的マイノリティへの一層の理解促進、区の施策の充実、多様な形の家族の支援にも取り組みます。

【数値目標】

No.	指標	プラン策定時実績	前回の実績	直近の実績	目標 (令和8年度)
10	がん検診の受診率	平成27年度 子宮がん 23.6% 乳がん 25.4%	令和4年度 子宮がん 31.4% 乳がん 26.6%	(暫定値) 令和5年度 子宮がん ●% 乳がん ●% ※7/1以降更新予定	現状以上(※)
11	ひとり親家庭の 養育費相談の実施	平成28年度 9回	令和4年度 6回	令和5年度 6回	現状以上(※)
12	「性的マイノリティ」 という言葉の認知度	平成26年度 70.0%	令和4年度 80.0%	令和5年度 87.6%	90%以上

出典 No.10 プラン策定時、前回、直近の実績：庁内調査(毎年実施)
No.11 プラン策定時、前回、直近の実績：庁内調査(毎年実施)
No.12 プラン策定時実績：男女共同参画に関する区民意識・実態調査(5年に1度実施)
前回と直近の実績：区民意識調査(毎年実施)
※ 「現状以上」とは、「計画策定時の実績以上」のことを言う。

【副次的な数値目標】

No.	指標	プラン策定時実績	前回の実績	直近の実績	目標 (令和8年度)
F	パートナーシップ 宣誓の認知度	—	令和元年度 区民：30.4% 令和2年度 企業：26.5%	令和5年度 区民：12%	区民：45.0% 企業：40.0%
G	性的マイノリティへの 人権施策等が必要 だと考えている人の 割合	平成26年度 70.0%	令和元年度 74.6%	令和5年度 64.3%	80.0%

出典 F 前回の実績：男女共同参画に関する区民意識・実態調査(5年に1度実施)、区内企業の男女共同参画に関する意識・実態調査(5年に1度実施)
直近の実績：区民意識調査(毎年実施)
G プラン策定時、前回実績：男女共同参画に関する区民意識・実態調査(5年に1度実施)
直近の実績：区民意識調査(毎年実施)

(参考数値)

No.10 関連

	子宮頸がん検診の受診率	乳がん検診の受診率
東京都平均	25.3%	23.5%

東京都福祉保健局HP「がん検診の統計データ」(令和4年度)

【数値目標に対する評価と課題】

10 子宮がん検診、乳がん検診の受診率は、プラン策定時実績を上回っている。

⇒検診による死亡率減少効果は科学的に証明されており、女性のリプロダクティブ・ヘルス／ライツの観点からも、早期発見、早期治療を目的に、検診率を向上させるための取組みを進めていく必要がある。

11 養育費相談会の実施回数は、6回であり、プラン策定時比3回減少、前年度と同数であった。

⇒引き続き、母子家庭、父子家庭などそれぞれの状況に寄り添いながら、相談事業、個別支援、個別給付等を組み合わせて実施していく必要がある。

12 「性的マイノリティ」という言葉の認知度はプラン策定時比17.6ポイント、前年度比7.6ポイント上昇した。

⇒リーフレットの作成・配布、区のおしらせやイベント等を通じた啓発の効果により、認知度が上昇したと考えられる。今後も継続的に周知・啓発を行う。

F パートナースhip宣誓の認知度は、令和元年度比18.4ポイント低下した。

⇒パートナーシップ宣誓の名前だけでなく、その内容も知っている割合は低下した。9年が経過し、改めて制度に関する周知を行っていく必要がある。なお、区におけるパートナーシップ宣誓者は年間19組(制度開始からの累計238組)であった。また、令和4年11月に導入したファミリーシップ宣誓者は年間3組であった。

G 性的マイノリティへの人権施策等が必要だと考えている人の割合は、令和元年度比10.3ポイント低下した。

⇒施策等の必要性については、「必要だと思う」という割合は下落している一方で、「わからない」の割合が令和元年度比5ポイント上昇した。施策等の必要性については、継続的な周知・啓発が必要である。

【基本目標における課題と令和5年度の実施内容】

課題10 性差に応じたところと身体・健康支援 (事業No.171,199)

年代に応じた性教育の取組みと性差に応じた健康支援

発達段階に応じた性教育として、思春期世代に向けたリプロダクティブ・ヘルス／ライツの普及啓発に向けた専門部会を4回開催した。その中で若年世代向けの普及啓発が必須であるとして、中学生向けパンフレットを作成し、中高生及びその保護者向けにオンライン講演会や中学校教員(生活指導主任)向けに研修を実施した。また、らぶらすでは、女性がんの経験のある方のための「からだとココロのケア講座」を実施し、からだとココロをケアする方法をそれぞれの専門家から学び、同じ経験を持つ仲間と出会い語り合うことで、参加者をエンパワーメントすることができた。

課題11 ひとり親家庭等が安心して生活できる環境づくり (事業No.211,212,217,219)

貸付事業、助成事業の実績増加

母子・父子家庭、ひとり親家庭を対象にする給付金の利用実績等は令和4年度に比べて増加し、また、ひとり親家庭等のホームヘルパー訪問事業においても、延利用時間数、利用実世帯数等、いずれも増加した。

課題12 性的マイノリティなど多様な性への理解促進と支援 (事業No.232,233)

多様な性への複合的な理解促進と支援

LGBT理解増進法の施行により、社会的に多様性に対する理解や気運が高まる中で、制度の広報や周知を行うことができた。また、教育や保健福祉、青少年育成など様々な分野より、多様な性への理解促進を目的とした講座や研修依頼が増加し、人権・男女共同参画課及びらぶらすでその対応を行った。

【実施内容の評価と今後の取組み】

- ・思春期世代に向けたリプロダクティブ・ヘルス／ライツの周知啓発に関して、専門部会での検討を重ね、パンフレットを作成し、中高生向けと保護者向けのオンライン講演会および中学校教員(生活指導主任)向け研修を実施した結果、参加者から好評を博した。今後は、区内の中学2、3年生を対象に、産婦人科医による出張講座の実施も予定している。
- ・コロナ禍でさらに困難な状況に陥ることを余儀なくされたひとり親等に対して、幅広く事業が実施されており、今後も引き続き、人権の尊重、男女共同参画の視点を持って、適切な支援を行う。
- ・多様な性への理解促進やジェンダーバイアスの解消について、区内事業所への働きかけを行っていくとともに、小学生高学年を対象とした啓発リーフレットの普及・啓発を進めていく。引き続き、庁内横断的に所管課と連携し、LGBT理解増進法の趣旨に沿った、区として取り組むべき内容の整理、また、運用方法についても検討する。

【参考：令和４年度取組み状況報告書に対する男女共同参画・多文化共生推進審議会意見】

- ・【副次的な数値目標】の数値が低かったことについて、十分に分析し、対応を検討すること。
- ・自分や異性の性について理解するためには、自分だけでなく、異性の身体についても知ることが大切である。
発達段階に応じた性教育を継続的に実施していただきたい。
- ・「LGBT理解増進法」施行後も「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」の理念に則り、施策を検討していただきたい。しかしながら、実態にそぐわない情報も飛び交うことが予想されるため、区民だけでなく、まずは区職員が正しい知識を習得し、理解促進に努めることが必要である。
- ・区と契約関係にある事業所において、性的マイノリティの方々が差別されことなく、安心して働き続けられる環境整備を行っていくこと、また、事業所がサービスを提供する場合においても差別することがないように、働きかけていただきたい。
- ・事業所の取組みを可視化できる認定制度などがあるとよい。
- ・就労に関し、安心して相談できるよう、就労相談支援機関と連携していけるとよい。

(令和５年６月３０日 男女共同参画推進部会)

推進体制 男女共同参画社会の実現に向けた方策

方策1 男女共同参画センター“らぶらす”の機能の強化

【令和5年度取組みと評価】

○より多くの方が安心して、気軽に利用できる施設運営

施設内の印象を明るくし、気軽に利用できる雰囲気を作り出すため、3階自由利用スペースのレイアウト変更について検討し、まずは一人用スペースを設置した。その後、机・椅子の入れ替えや情報スペースの集約等も行った。引き続き、運営協議会や施設利用者の声を取り入れながら、より利用しやすい環境を整備していく。

また、研修室を中高生等を対象に自習室開放を行った結果、若年層世代の来館が増加し、より多くの方にらぶらすを活用していただくことができた。

○区民・団体・事業者等の参加、参画、協働の推進

昨年度から引き続き、「区民企画協働事業」を実施し、採択された団体には、事業内容のアドバイス、助成金の交付、広報活動等の支援を行った。過去に「区民企画協働事業」として実施した団体が、らぶらすとして実施する事業の講師を務める等、つながりを生み出し、団体へのエンパワーメントが図られていると考える。今後は、区内事業者向けの出前講座、らぶらすサポーター（有償ボランティア）の創出や運営協議会での多方面との繋がりにより、区民や地域団体と連携した施設運営と地域における男女共同参画社会の推進を図る。

○地域ネットワークの構築

出前講座、出張図書館、イベント出展、関連団体への事業広報、関連分野のネットワーク会議参加など、アウトリーチによる全区展開を積極的に行った。今後も事業や各種会議体など様々な機会を通じて地域に出向いていくとともに、地域団体や住民と意見交換を行う地域懇談会や地域のステークホルダーとらぶらすの運営について検討する運営協議会を通じて、ネットワークを形成し、男女共同参画推進にかかる体制を整備していく。また、庁内各課とも連携し、各種事業や会議等にも参加していく。

○広報・普及啓発

区やらぶらすの広報媒体を活用し、周知・啓発を行った。また、まちづくりセンター連絡協議会、民生委員・児童委員協議会や小・中学校の校長会等の会議体へ出席し、情報提供を行った。引き続き、らぶらす施設紹介リーフレット、ノベルティ等作成するとともに、「男女共同参画」といった捉えにくい概念を、一人ひとりの暮らし、生き方に関わる身近な問題であることを発信し、「自分ごと」として認識していただくことで、より広くらぶらすの認知度や利用率の向上に努める。

方策2 区職員の男女共同参画推進

【令和5年度取組みと評価】

○庁内における情報発信等（事業No.1014）

人権・男女共同参画にかかる庁内紙「にじいろ通信」を発行し、定期的な情報発信を行った。また、関係所管と連携し「仕事と家庭の両立」や「多様なキャリアのあり方」をテーマに、ワークショップを開催した。今後も手法等を検討しながら実施し、意識啓発を図る。

○特定事業主行動計画に基づく女性比率（事業No.1019,1021,1023）

特定事業主行動計画では、世田谷区役所における女性の管理監督職に占める女性割合の目標値を令和2年3月までに37%から、令和7年3月までに40%に修正した。令和6年4月現在では38.9%（部長級13.3%、課長級24.2%、係長級41.8%）となっている。区外郭団体の理事の女性比率は、令和6年4月時点で31.2%（前年度19.9%）となっている。また、育児休業中の昇任選考受験者は39人（前年度29人）、早出遅出勤務取得件数は153件（前年度90件）となった。

方策3 推進体制の整備・強化

【令和5年度取組みと評価】

○男女共同参画・多文化共生推進審議会及び男女共同参画推進部会（事業No.1026）

・令和5年度は審議会を3回、男女共同参画推進部会を3回開催した。審議会や部会から得られた意見は、男女共同参画社会の実現に向けた施策の着実な推進に向けての意見を聴取するとともに、これに基づき、PDCAサイクルを適正に運営し、区の男女共同参画推進についての進行管理とフォローアップを実施していく。

○男女共同参画・多文化共生推進苦情処理委員会（事業 No.1027）

上記条例に基づき、男女共同参画・多文化共生施策に関する苦情に対し、区長の諮問に応じて審査する機関として「世田谷区男女共同参画・多文化共生苦情処理委員会」を設置している。より利用しやすい制度となるよう、周知方法や「苦情処理」という名称の変更、手続の簡略化等について検討していく。

○第三次男女共同参画プランの策定に向けて（ジェンダー統計の活用とジェンダー主流化を進める体制の検討）

次期、第三次男女共同参画プランの策定に向けては、区民意識・実態調査を令和 6 年度、区内企業向け意識・実態調査を令和 6 年度に予定している。これらの調査の実施にあたり、ジェンダー統計に基づき、より明確に現状と課題を把握し、必要な施策を着実に計画へ反映するものとなるよう、その時点での社会情勢の要請に応える内容にしていく。そのために、今後、関係所管や「らぷらす」、男女共同参画・多文化共生推進審議会等とも協議しながら、様々な分野における課題の確認、関連統計の評価・改善方法など、ジェンダー統計の活用の仕組みを検討し、計画的かつ体系的に、あらゆる場面でジェンダー主流化を進める体制を構築していく。

【参考：令和 4 年度取組み状況報告書に対する男女共同参画・多文化共生推進審議会意見】

- ・区職員の男女共同参画推進に関し、管理職選考への積極的な申込やワーク・ライフ・バランスの実現のためには、女性だけでなく、男性も働きやすい環境を整備していくことが重要である。
- ・多様性を考えていく上で、区職員が様々なバイアスがかかった状態で、偏った価値観により対応することは望ましくない。相談者の状況が相対的に良い悪いではなく、相談者の困りごとそのものに目を向けていく必要がある。そのために、自分のバイアスに気づき、解消していくとともに、ファシリテーションや対話の質を向上させる研修機会があるとよい。
- ・らぷらす 3 階の自由利用スペースの家具を入れ替えたことによって、入りやすい雰囲気となった。今後も利用者のニーズを反映した、きめ細かい事業展開に期待する。

（令和 5 年 6 月 30 日 男女共同参画推進部会）

男女共同参画・多文化共生推進審議会 男女共同参画部会からの意見

(令和6年6月25日 男女共同参画推進部会)

【基本目標Ⅰ あらゆる分野における女性活躍推進】(P5)

【基本目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランスの着実な推進】(P7)

【基本目標Ⅲ 暴力やハラスメントのない社会の構築】(P10)

【基本目標Ⅳ 多様性を認め合い、尊厳をもって生きることができる社会の構築】(P13)

【推進体制 男女共同参画社会の実現に向けた方策】(P16)

令和 5 年度(2023 年度)
世田谷区第二次男女共同参画プラン後期計画取組み状況報告書

令和 6 年 7 月発行

世田谷区生活文化政策部 人権・男女共同参画課
〒156-0043 東京都世田谷区松原 6-3-5
電話 03-6304-3453 FAX 03-6304-3710

令和6年度審議会等への女性委員の登用状況調査結果

資料2-1

調査基準日：令和6年4月1日

1. 行政委員会（地方自治法第180条の5）

No.	名 称	総委員数	女性委員数	女性登用率	所管部・課
101	監査委員	4	1	25.0%	総務部総務課
102	農業委員会	21	1	4.8%	経済産業部都市農業課（農業委員会事務局）
103	教育委員会	5	2	40.0%	教育政策・生涯学習部教育総務課
104	選挙管理委員会	4	0	0.0%	選挙管理委員会事務局
	小計（会議体数 4）	34	4	11.8%	

2. 附属機関（地方自治法第138条の4、第202条の3及び「世田谷区附属機関の設置運営に関する要綱」）

No.	名 称	総委員数	女性委員数	女性登用率	所管部・課
201	特別職報酬等審議会	9	4	44.4%	総務部総務課
202	情報公開・個人情報保護審議会	13	3	23.1%	総務部市政情報課
203	行政不服審査会	5	2	40.0%	総務部市政情報課
204	世田谷区公文書管理委員会	5	1	20.0%	総務部市政情報課
205	防災会議	53	9	17.0%	危機管理部災害対策課
206	消防団運営委員会	18	2	11.1%	危機管理部災害対策課
207	国民保護協議会	53	9	17.0%	危機管理部災害対策課
208	財産評価委員会	7	0	0.0%	財務部経理課
209	世田谷区公契約適正化委員会	10	0	0.0%	財務部経理課
210	世田谷美術館美術品等収集委員会	4	2	50.0%	生活文化政策部文化・国際課
211	世田谷文学館文学資料等収集委員会	5	2	40.0%	生活文化政策部文化・国際課
212	世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会	15	11	73.3%	生活文化政策部人権・男女共同参画課
213	世田谷区男女共同参画・多文化共生苦情処理委員会	3	2	66.7%	生活文化政策部人権・男女共同参画課
214	世田谷区スポーツ推進審議会	12	4	33.3%	スポーツ推進部スポーツ推進課
215	環境審議会	14	3	21.4%	環境政策部環境計画課
216	世田谷区生活環境保全審査会	7	3	42.9%	環境政策部環境保全課
217	地域保健福祉審議会	21	5	23.8%	保健福祉政策部保健福祉政策課
218	保健福祉サービス苦情審査会	5	2	40.0%	保健福祉政策部保健福祉政策課
219	保健福祉サービス向上委員会	5	2	40.0%	保健福祉政策部保健福祉政策課
220	民生委員推薦会	13	4	30.8%	保健福祉政策部生活福祉課
221	国民健康保険事業の運営に関する協議会	20	5	25.0%	保健福祉政策部国保・年金課
222	地域保健福祉審議会高齢者福祉・介護保険部会	24	9	37.5%	高齢福祉部高齢福祉課
223	介護認定審査会	239	100	41.8%	高齢福祉部介護保険課
224	世田谷区認知症施策評価委員会	25	13	52.0%	高齢福祉部介護予防・地域支援課
225	障害認定審査会	64	15	23.4%	障害福祉部障害施策推進課
226	世田谷区子ども・子育て会議	19	8	42.1%	子ども・若者部子ども・若者支援課
227	世田谷区児童福祉審議会	21	9	42.9%	子ども・若者部子ども・若者支援課
228	世田谷区子どもの人権擁護委員	3	2	66.7%	子ども・若者部子ども・若者支援課
229	子ども・青少年協議会	28	12	42.9%	子ども・若者部子ども・若者支援課
230	世田谷区がん対策推進委員会	18	4	22.2%	世田谷保健所健康企画課
231	大気汚染障害者認定審査会	5	2	40.0%	世田谷保健所健康推進課
232	感染症の診査に関する協議会	10	2	20.0%	世田谷保健所感染症対策課
233	予防接種健康被害調査委員会	8	3	37.5%	世田谷保健所感染症対策課
234	世田谷区小児慢性特定疾病審査会	5	4	80.0%	世田谷保健所感染症対策課
235	建築審査会	5	2	40.0%	都市整備政策部都市計画課
236	都市計画審議会	19	7	36.8%	都市整備政策部都市計画課
237	風景づくり委員会	7	3	42.9%	都市整備政策部都市デザイン課
238	ユニバーサルデザイン環境整備審議会	17	8	47.1%	都市整備政策部都市デザイン課
239	建築紛争調停委員会	4	2	50.0%	都市整備政策部建築調整課
240	世田谷区営住宅高額所得者審査会	3	0	0.0%	都市整備政策部住宅課
241	住宅委員会	13	4	30.8%	都市整備政策部住宅課
242	世田谷区空家等対策審査会	7	1	14.3%	防災街づくり担当部建築安全課
243	自転車等駐車対策協議会	20	4	20.0%	土木部交通安全自転車課
244	社会教育委員の会議	10	4	40.0%	教育政策・生涯学習部生涯学習課
245	文化財保護審議会	11	1	9.1%	教育政策・生涯学習部生涯学習課
246	世田谷区清掃・リサイクル審議会	13	8	61.5%	清掃・リサイクル部管理課
247	地域経済の持続可能な発展を目指す会議	17	5	29.4%	経済産業部経済課
休止	消費生活審議会	-	-	-	経済産業部消費生活課
	小計（会議体数 47）	912	307	33.7%	

3. その他の委員会等（外部委員を主な構成員とするもの）

No.	名 称	総委員数	女性委員数	女性登用率	所管部・課
301	世田谷区区民集会施設等指定管理者選定委員会	7	1	14.3%	5 総合支所地域振興課
302	世田谷区原始・古代史編さん委員会	10	2	20.0%	政策経営部政策企画課
303	世田谷区中世史編さん委員会	10	2	20.0%	政策経営部政策企画課
304	世田谷区近世史編さん委員会	14	3	21.4%	政策経営部政策企画課
305	世田谷区近現代史編さん委員会	13	3	23.1%	政策経営部政策企画課
306	せたがや自治政策研究所学術機関誌「都市社会研究」編集委員会	6	3	50.0%	政策経営部政策研究・調査課
307	安全安心まちづくり協議会	30	4	13.3%	危機管理部地域生活安全課
308	世田谷区医療・介護連携推進協議会	17	5	29.4%	保健福祉政策部保健医療福祉推進課
309	老人ホーム入所判定委員会	12	6	50.0%	高齢福祉部高齢福祉課
310	地域密着型サービス運営委員会	7	3	42.9%	高齢福祉部介護保険課
311	地域包括支援センター運営協議会	19	10	52.6%	高齢福祉部介護予防・地域支援課
312	地域自立支援協議会	43	11	25.6%	障害福祉部障害施策推進課
313	世田谷区障害者施策推進協議会	28	12	42.9%	障害福祉部障害施策推進課
314	世田谷区立障害者福祉施設指定管理者選定委員会	7	4	57.1%	障害福祉部障害者地域生活課
315	世田谷区福祉有償運送運営協議会	13	4	30.8%	障害福祉部障害者地域生活課
316	世田谷区医療のケア連絡協議会	24	7	29.2%	障害福祉部障害保健福祉課
317	世田谷区精神障害者等支援連絡協議会	28	9	32.1%	障害福祉部障害保健福祉課
318	世田谷区医療のケア相談支援センター事業運営会議	3	1	33.3%	障害福祉部障害保健福祉課
319	青少年表彰審査会	11	1	9.1%	子ども・若者部子ども・若者支援課
320	池之上青少年交流センター運営委員会	16	10	62.5%	子ども・若者部子ども・若者支援課
321	野毛青少年交流センター運営委員会	9	5	55.6%	子ども・若者部子ども・若者支援課
322	希望丘青少年交流センター運営委員会	18	8	44.4%	子ども・若者部子ども・若者支援課
323	世田谷区認可保育所整備・運営事業者審査委員会	14	9	64.3%	子ども・若者部保育課
324	世田谷区認可保育所整備・運営事業者選定委員会	14	9	64.3%	子ども・若者部保育課
325	世田谷区認可外保育施設新制度移行希望事業者適格性審査委員会	14	9	64.3%	子ども・若者部保育課
326	東京都薬物乱用防止推進世田谷地区協議会	15	7	46.7%	世田谷保健所健康企画課
327	世田谷区健康危機管理連絡会	33	7	21.2%	世田谷保健所健康企画課
328	災害医療運営連絡会	31	6	19.4%	世田谷保健所健康企画課
329	健康づくり推進委員会	23	8	34.8%	世田谷保健所健康企画課
330	世田谷区胃内視鏡検診運営委員会	9	2	22.2%	世田谷保健所健康企画課
331	世田谷区自殺対策協議会	35	10	28.6%	世田谷保健所健康推進課
332	世田谷区食育推進会議	22	12	54.5%	世田谷保健所健康推進課
333	世田谷区人と動物との共生推進のための連携協議会	14	6	42.9%	世田谷保健所生活保健課
334	世田谷区営住宅指定管理者選定委員会	7	5	71.4%	都市整備政策部住宅課
335	世田谷区立自転車等駐車場指定管理者選定委員会	7	2	28.6%	土木部交通安全自転車課
336	世田谷区立郷土資料館運営委員会	8	3	37.5%	教育政策・生涯学習部生涯学習課
337	世田谷区民設民営放課後児童クラブ運営事業者選定委員会	8	4	50.0%	子ども・若者部児童課
338	世田谷区立図書館運営協議会	16	9	56.3%	教育政策・生涯学習部中央図書館
339	世田谷区児童養護施設退所者等奨学・自立支援基金事業審査会	4	2	50.0%	子ども・若者部児童相談支援課
340	世田谷区食品衛生推進会議	10	5	50.0%	世田谷保健所生活保健課
341	世田谷区立図書館指定管理者選定委員会	7	1	14.3%	教育政策・生涯学習部中央図書館
342	世田谷区立ひだまり友遊会館指定管理者選定委員会	7	4	57.1%	生活文化部市民活動推進課
343	世田谷区犯罪被害者等支援条例あり方検討委員会	16	8	50.0%	生活文化政策部人権・男女共同参画課
休止	旧池尻中学校跡地活用事業の運営事業者選定審査委員会	-	-	-	- 工業・ものづくり・雇用促進課
休止	世田谷区本庁舎等整備施工者選定手法等検討委員会	-	-	-	- 庁舎整備担当部庁舎管理担当課
休止	世田谷区文化施設指定管理者選定委員会	-	-	-	- 生活文化政策部文化・国際課
休止	世田谷区スポーツ・レクリエーション施設指定管理者選定委員会	-	-	-	- スポーツ推進部スポーツ施設課
休止	産業表彰審査会	-	-	-	- 経済産業部商業課
休止	世田谷区住宅宿泊事業検討委員会	-	-	-	- 世田谷保健所生活保健課
休止	世田谷区密集市街地総合防災事業評価監視委員会	-	-	-	- 防災街づくり担当部防災街づくり課
休止	乳幼児期の教育・保育のあり方検討委員会	-	-	-	- 教育政策部乳幼児教育・保育支援課
休止	世田谷区幼児教育・保育のあり方検討委員会	-	-	-	- 教育政策部乳幼児教育・保育支援課
休止	世田谷区幼児教育・保育情報連絡会	-	-	-	- 教育政策部乳幼児教育・保育支援課
休止	世田谷区立認定こども園検証委員会	-	-	-	- 教育政策部乳幼児教育・保育支援課
廃止	世田谷区犯罪被害者等支援検討委員会	-	-	-	- 生活文化政策部人権・男女共同参画課
廃止	世田谷区グリーンサポート検討会	-	-	-	- 世田谷保健所健康推進課
廃止	（仮称）世田谷区第4期文化・芸術振興計画検討委員会	-	-	-	- 生活文化政策部文化・国際課
小計	（会議体数 43）	659	242	36.7%	

総 計	総委員数	女性委員数	女性登用率
（会議体数 94）	1,605	553	34.5%

令和 6 年 6 月 2 1 日
生 活 文 化 政 策 部
人 権 ・ 男 女 共 同 参 画 課

男女共同参画に関する区民意識・実態調査の実施について

1 主旨

区では、令和 4 年度から令和 8 年度までを計画期間とする「世田谷区第二次男女共同参画プラン後期計画」に基づき、一人ひとりの人権が尊重され、自らの意思で個性と能力を十分発揮できる男女共同参画社会の実現をめざし、施策の推進に取り組んでいる。

施策の推進にあたっては、5 年ごとに区民の意識や家庭や仕事、子育てなどの観点から実態調査を行い、具体的施策の検討や新たな男女共同参画プラン策定の基礎資料としている。本年は、本調査の実施年度となるため、以下のとおり調査を実施する。

＊前回調査実施：令和元年度

2 調査概要

(1) 調査方法 調査用紙郵送による調査（ウェブによる回答も可能）

＊返信用封筒も同封。

(2) 調査対象 住民基本台帳より無作為に抽出した 18 歳以上の区民 3, 000 人
(内訳：日本国籍者 2, 910 人 外国籍者 90 人)

＊外国籍者へは、ルビ付き日本語及び英語の案内文と調査票をセットで送付

参考：令和元年度調査内訳 日本国籍者 2, 920 人 外国籍者 80 人

(3) 調査期間 令和 6 年 11 月上旬～12 月中旬

(4) その他 事業者委託により行う。

3 質問項目

○ 継続項目

「家庭生活と家族観」「労働・職場」「仕事と子育て」「介護」「ドメスティック・バイオレンス（DV）及び性暴力」「社会参加・男女共同参画センターらぷらすについて」「男女平等・男女共同参画社会の実現に向けて」「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」「防災」「性的マイノリティ（性的少数者）」「施策の認知度」

○ 新たに加える項目

- ・「男性特有の生きづらさに関する項目」
- ・「コロナ禍を経た環境変化に関する項目」
- ・「区の政策に関する項目」

4 スケジュール（予定）

令和6年	7月2日	区民生活常任委員会報告
	8月上旬	男女共同参画推進部会
	9月中旬	住民基本台帳より対象者3,000名を無作為抽出
	10月	男女共同参画・多文化共生推進審議会
	11月上旬	
	～	調査期間
	12月中旬	
令和7年	1月	集計・分析
		男女共同参画・多文化共生推進審議会
	2月	区民生活常任委員会報告（調査結果速報）

資料 3 - 1

項目		令和6年度			令和7年度			令和8年度			令和9年度～	
		前期	中期	後期	前期	中期	後期	前期	中期	後期		
計画策定	計画策定 コンサル	契約 (企業調査・計画) 男女共同参画区内企業実態調査 計画策定(実態・分析・調整等)									結果を反映	
各種調査	男女共同参画 区民意識 実態調査	契約	準備・ 調整	調査・ まとめ	報告							
	男女共同参画 区内企業 実態調査 ※計画策定の一環として実施	契約 (企業調査・ 計画)			準備・調整	調査・ まとめ	報告					
	男女共同参画 職員意識調査				準備			調査・まとめ	報告			
	区民意識調査 (広報課)	毎年度実施			毎年度実施			毎年度実施				
審議会等	男女共同参画 部会	第1回	第2回	第3回	適 宜							
	審議会	第1回	第2回	第3回	適 宜 (諮問・答申・プランに対する意見等)							
庁内検討	作業部会 (係長級)	適 宜										
	幹事会 (課長級)											
	推進会議 (部長級)											
関係団体、事業者等 意見交換					適宜				適宜			
区民意見提出手続 (パブリックコメント)								実施				
第二次男女共同参画プラン(平成29年度～令和8年度)												

(仮称)第三次男女共同参画プラン(令和9年度～) スタート

世田谷で〇〇になろう！特別編

資料4

男女共同参画ミニミーティング

「世田谷で〇〇になろう！特別編」は、男女共同参画について考え、学び、話し合い「自分らしさ」を見直す機会にさせていただくための地域密着型タウンミーティングです

区民・区外の方もOK
ニックネームでの参加もOK



2024年7月13日(土)14:00～16:00

会 場：成城ホール集会室A
(世田谷区成城6-2-1)

参加費：無料 定員：20名

申込先 一般社団法人イヴの木

メール evenoki@evenoki.org

申込フォーム https://kokc.jp/e/setagaya_0713/

※定員に達した時点で申込を
締め切ります

お問合せ 生活文化政策部 人権・男女共同参画課

電話番号:03-6304-3453 FAX:03-6304-3710



男女共同参画ミニミーティング ～プログラム～

🕒 タイムスケジュール

13:30 開場・受付

14:00 開会

14:15 ワークショップ

15:00 休憩

15:15 交流会

16:00 閉会

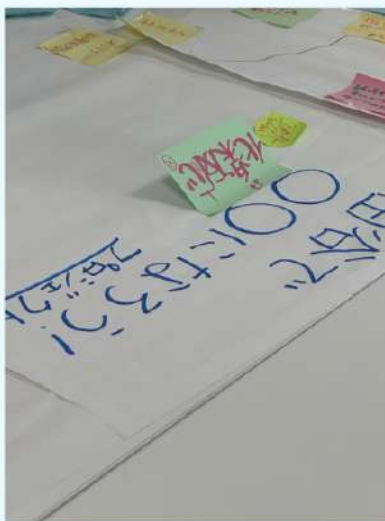
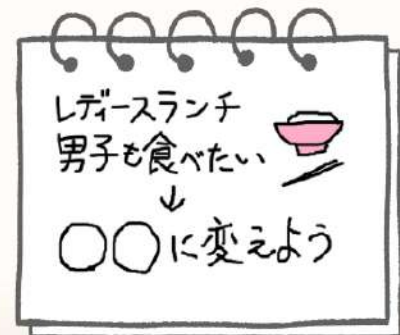


【ワークショップでは】

◆各班で日常の「ジェンダーあるある」を話し合い、「あるある」を解決するために必要な「〇〇」をみんなで考えて発表します。

◆後半は、参加者同士で交流会となります。

それぞれの「〇〇」について語り合い、理解を深めてください。



ワークショップ
の様子

世田谷区が目指す男女共同参画社会とは…

「男女だけではなく多様な性を含めたすべての区民の人権が尊重され、自らの意思に基づき個性と能力を十分発揮することができる」社会です。

(世田谷区第二次男女共同参画プラン後期計画より)

7月15日
申込スタート!

令和6年度
世田谷版 男女共同参画タウンミーティング

見つけよう プレイス! 集めよう 区民のチカラ!

入場無料・要申込
ニックネームで参加OK

男女共同参画
ってなに?

男女平等?
公平?

性別って
男女だけ?

主催

世田谷区
生活文化政策部
人権・男女共同参画課

「女らしく」「男らしく」より
もっと居心地のいい「らしく」で過ごしたい!
～〇〇らしくってなんだろう?を話そう～

メインミーティング 申込〆切
8月20日

令和6年 **8月31日** Sat.

14:00～16:30(受付13:30)

会場:鳥山区民会館 集会室

京王線千歳烏山駅 徒歩1分
(世田谷区南烏山6-2-19)

先着:50名

ミーティングの主な内容

- 第一部 ミニ講座(メインミーティングのみ)
「一人ひとりが安心できる居場所とは?」
講師:萩原なつ子氏
(国立女性教育会館理事長)
- 第二部 ワークショップ
「〇〇らしくってなんだろう?を話そう」
※詳細は裏面をご確認ください。

申込〆切
9月14日

ミニミーティング

9月15日 Sun.

14:00～16:00(受付13:30)

会場:北沢タウンホール 第2集会室

京王井の頭線・小田急線下北沢駅 徒歩5分
(世田谷区北沢2-8-18)

※プログラムの詳細は裏面参照 先着:20名

ミニミーティングも
開催!
両方参加もOK!

お申込みは、以下のいずれかの方法で!

電子フォームの場合 (メインミーティングのみ)

こくち-ずプロ
https://kokc.jp/e/setagaya_ge/

メールの場合 (メイン・ミニミーティングどちらも可)

一般社団法人イヴの木 evenoki@evenoki.org

電話・FAXの場合

生活文化政策部 人権・男女共同参画課

電話番号:03-6304-3453 FAX:03-6304-3710

※タウンミーティングに関することもこちらへお問い合わせください。



世田谷版 男女共同参画タウンミーティング ～メインミーティングプログラム～

🕒 タイムスケジュール

13:30 開場・受付

14:00 開会

14:15 ミニ講座

15:00 休憩

15:15 ワークショップ

16:30 閉会

パネル展も
必見!



前回のパネル展の様子



今回は「ジェンダーあるある」を
自由に語り合いました!

A班
ジェンダー
“平等”⇒“公平”
を目指そう

B班
容姿についての
コメントに
素通りしない

C班ほか
配偶者や恋人を
パートナーと呼ぼう

J班
「男なのに」とか
「女のくせに」などを
やめる

K班
話を聞く
意見を伝える
「違い」を認識する

L班
容姿、性別、肩書に
惑わされない

前回の萩原先生による講演会



理事長 萩原なつ子

独立行政法人国立女性教育会館理事長
萩原なつ子講師 プロフィール

認定特定非営利活動法人日本NPOセンター代表理事
立教大学名誉教授

元・世田谷区民

男女共同参画を軸に、まち・地域づくりや共生社会などを
テーマに、多数ご講演されています。

世田谷区が目指す男女共同参画社会とは…

「男女だけではなく多様な性を含めたすべての区民の人権が尊重され、自らの意思に基づき個性と能力を十分発揮することができる」社会です。

(世田谷区第二次男女共同参画プラン後期計画より)

ミニミーティングのプログラムはイヴの木HPを参照! <https://evenoki.org/>



「第二次男女共同参画プラン後期計画に対するご意見・課題等」への対応状況

基本目標		基本目標Ⅰ あらゆる分野における女性活躍推進		
プラン課題 1 固定的な性別役割分担意識の解消				
ご意見・課題等			検討状況	
1	取組み名称	男性の男女共同参画への意識向上にかかる取組みの拡充	実績	令和5年度は、らぶらすにおいて、以下の事業を実施した。 〔男女共同参画講座〕 ・区民とつくる男女共同参画基礎講座（らぶらすゼミ） 〔図書・資料を活用した講座〕 ・親子で楽しむシネマサロン
			今後の取組み	令和6年度は、らぶらすにおいて、以下の事業を実施する。 〔男女共同参画講座〕 ・男女共同参画らぶらすゼミ ・父親と子ども対象ワークショップ ・シングルファーザー講座 ・男性の生きづらさ講座 〔図書・資料を活用した講座〕 ・親子で楽しむシネマサロン
2	取組み名称	教育分野への働きかけ （学校への出前講座等による理解促進、周知・啓発）	実績	令和5年度は、「固定的な性別役割分担意識」の解消に向け、幼少期からジェンダーバイアスに囚われない視点を身に付けるため、以下の通り、らぶらすの学校出前講座を活用しながら、働きかけを行った。 児童・生徒だけではなく、教職員・保護者・子育てサポーター等子どもを支援する側を対象とした講座を実施することができた。 ・性的マイノリティ理解11回（内4回） ・アサーティブな関係づくり5回（内1回） ・性別にとらわれない生き方・キャリアを目指して1回 ・アサーティブな関係づくり・性的マイノリティ理解1回
			今後の取組み	引き続き、「固定的な性別役割分担意識」の解消に向け、幼少期からジェンダーバイアスに囚われない視点を身に付けるため、らぶらすの学校出前講座等を活用しながら、働きかけを行う。
プラン課題 2 女性の活躍推進と政策・方針決定過程への女性の参画促進				
ご意見・課題等			検討状況	
1	取組み名称	社会のあらゆる分野の活動への女性が参加する機会の確保	実績	庁内部長級で構成される「男女共同参画推進会議」にて、全所属へ、各領域・分野の個別計画への「ジェンダー主流化」内容反映について依頼した。
			今後の取組み	女性がこれまでの制約を取り除いて、より活発に社会の中軸を担えるよう、「ジェンダー主流化」と「参加と協働」を一体的に進めることで、住民自治を一層推進し、持続可能で豊かな地域社会の構築につなげる。
2	取組み名称	庁内の管理監督職への昇任意欲向上	実績	庁内の職員を対象に、「仕事と生活の両立」「多様な働き方、キャリアの実現」に関するワークショップを開催。管理職による体験談を交えることで、キャリアやワーク・ライフ・バランスについて意識啓発や意見交換の場を設けた。また、実施報告として、庁内向け情報誌により報告した。
			今後の取組み	・庁内誌の発行やセミナー開催等により、引き続き、意欲向上を図っていく。

プラン課題 3 女性のキャリア形成と多様な働き方の支援				
ご意見・課題等			検討状況	
1	取組み名称	女性への就労支援	実績	令和5年度は、らぶらすにおいて、以下の事業を実施した。 〔女性のための就労・起業等支援講座〕 ・女性のための再就職準備講座 ・ライフステージに合わせた女性の生き方と仕事を考える講座 ・女性のための起業ファーストステップ講座 ・女性起業家交流会
			今後の取組み	令和6年度は、らぶらすにおいて、以下の事業を実施する。 〔女性のための就労・起業等支援講座〕 ・産休・育休中の女性向け復職セミナー ・ライフステージに合わせた女性の生き方と仕事を考える講座 ・女性のための起業ファーストステップ講座
2	取組み名称	女性の就労支援にかかる情報発信	実績	・『「働きたい」「働く」女性のための講座・相談等ご案内』を作成し配布。（継続） ・『女性の「働きたい」「働く」を応援する事業まとめ』を区ホームページにて公開。（新規） ・『「働きたい」「働く」女性を応援するガイドブック』を新たに作成し、情報発信を行った。（新規）
			今後の取組み	「女性のための働き方サポート相談」の相談者や、女性のための就労・起業等支援講座参加者に『「働きたい」「働く」女性を応援するガイドブック』を配布する。
3	取組み名称	女性の就労にかかる課題と方策の検討	実績	・令和5年度より特別区長会調査研究機構において、「特別区における女性を取り巻く状況と自治体支援の方策」をテーマに若年女性が抱える課題と有効な施策について検討し、アンケート調査を分析し、特別区長会調査研究機構において、調査報告書を取り纏めた。
			今後の取組み	—

「第二次男女共同参画プラン後期計画に対するご意見・課題等」への対応状況				
基本目標		基本目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランスの着実な推進		
プラン課題 4 ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発				
ご意見・課題等			検討状況	
1	取組み名称	区民向け情報発信	実績	年4回、庁内においてワーク・ライフ・バランスの視点を取り入れたイベント等調査を行い、ホームページに公開して、情報発信を実施。
			今後の取組み	・ワーク・ライフ・バランスイベント等を引き続き実施する。 ・新たに区民向け啓発冊子の作成を検討する。
2	取組み名称	区内事業者への働きかけ	実績	・仕事と家庭の両立が可能な働き方や女性の活躍推進に積極的な事業者を募集し顕彰することを通じ、企業の意識啓発を進めることを目的として「男女共同参画先進事業者表彰」を実施した。受賞事業者紹介パンフレットを作成し、各事業者の取組みを広く周知・普及を行った。 ・事業者向けリーフレット「Find Your Reiwa Model」を作成し、配布を実施（新規）。
			今後の取組み	・引き続き、「男女共同参画先進事業者表彰」を実施して、次年度に向けて、受賞に対する更なる付加価値を検討し、インセンティブを創出し、内容の充実を図る。 ・事業者向けリーフレットを活用し、らぶらす事業として「事業者向け講座」を新たに実施する。
プラン課題 6 防災・地域活動等への参画促進				
ご意見・課題等			検討状況	
1	取組み名称	防災・災害分野との連携	実績	令和5年度は、らぶらすにおいて、災害対策課との共催で以下の事業を実施した。 ・防災・減災活動や避難所運営におけるアサーティブ・コミュニケーション
			今後の取組み	令和6年度は、らぶらすにおいて、災害対策課との共催で以下の事業を実施する。 ・女性の視点で考える防災・減災講座

「第二次男女共同参画プラン後期計画に対するご意見・課題等」への対応状況				
基本目標		基本目標Ⅲ 暴力やハラスメントのない社会の構築		
プラン課題 7 配偶者等からの暴力（DV）の防止と被害者支援の充実				
ご意見・課題等			検討状況	
1	取組み名称	DVに関する理解促進及び相談ツールの検討	実績	・区内中学2年生へ「デートDVチラシ（カード付）」を配布した。 ・その他、関係機関等へ「DV防止カード」「啓発ポスター」等を配布。
			今後の取組み	・引き続き、相談先リーフレット等の配布を行うとともに、らぶらすにおける講座等を活用しながら、DVに関する認知のきっかけづくりを行っていく。
2	取組み名称	男性DV被害者に対する相談体制の拡充	実績	配偶者暴力相談支援センター機能における業務の一つであるDV相談事実証明書の発行を目的とした「男性面談」を6月1日より開始した。
			今後の取組み	・らぶらすで実施する男性向け事業を拡充するため「電話相談」に「LINE」やメールによる相談」を追加検討中。 ・男性の生きづらさに関する事業の拡充、研修室やオープンスペースを男性にも利用してもらえるよう積極的に開放していく予定。
3	取組み名称	警察との連携	実績	・区内の4警察署に呼びかけ、世田谷区DV防止ネットワーク代表者会議及び要保護児童支援全区協議会に参加を促し、DV・児童虐待それぞれの課題の共有、ヤングケアラーの困難さと課題の共有の後、地域の支援関係者等とグループワークを行った。
			今後の取組み	・DV被害者支援団体連絡会及び研修会の内容や開催形態を検討し、連携を強化する。
4	取組み名称	DV被害者の自立に向けた支援	実績	・同行支援に加え、より危険度の高い事案について、警備会社の警備員による同行警備を実施した。
			今後の取組み	・地域の社会資源を活用しながら、「地域で暮らし続ける」DV被害者を地域で支える体制を整備していく。
5	取組み名称	発災時のDV被害者支援の体制強化	実績	
			今後の取組み	らぶらすにおいて、災害対策課との共催で以下の事業を実施する中で、DV被害者の視点も取り入れる。 ・女性の視点で考える防災・減災講座【再掲】
6	取組み名称	加害者更生プログラム	実績	
			今後の取組み	国の実施状況等情報収集を行い、効果的な実施方法や被害者の安心・安全の確保など様々な視点で検証する。

プラン課題 8 性犯罪・性暴力の防止と被害者支援の充実				
ご意見・課題等			検討状況	
1	取組み名称	「性犯罪被害者への支援と性犯罪防止の充実を求める陳情（令和4年10月受理）」への対応	実績	（仮称）世田谷区犯罪被害者等支援条例骨子をとりまとめた。
			今後の取組み	今後は、世田谷区犯罪被害者等支援条例あり方検討委員会を中心に、条例素案をとりまとめていく。
2	取組み名称	世田谷区議会からの「刑法の性犯罪規定の見直しに関する意見書」への対応	実績	世田谷区犯罪被害者等支援条例あり方検討委員会で検討している。
			今後の取組み	今後は、世田谷区犯罪被害者等支援条例あり方検討委員会を中心に、条例素案をとりまとめていく中で引き続き、検討していく。
3	取組み名称	性的被害への区の対応（相談場所やピアサポートなど民間団体との連携）	実績	世田谷区犯罪被害者等支援条例あり方検討委員会で検討している。
			今後の取組み	今後は、世田谷区犯罪被害者等支援条例あり方検討委員会を中心に、条例素案をとりまとめていく中で引き続き、検討していく。
4	取組み名称	「性同意」にかかる周知・啓発	実績	らぶらすの「デートDV防止」にかかる出前講座を活用しながら、周知・啓発を図った。
			今後の取組み	引き続き、らぶらすの「デートDV防止」にかかる出前講座を活用しながら、周知・啓発を図る。
5	取組み名称	性犯罪・性暴力被害者への緊急避妊薬の無償提供	実績	世田谷区犯罪被害者等支援条例あり方検討委員会で検討している。
			今後の取組み	今後は、世田谷区犯罪被害者等支援条例あり方検討委員会を中心に、条例素案をとりまとめていく中で引き続き、検討していく。
プラン課題 9 暴力を容認しない意識づくり				
ご意見・課題等			検討状況	
1	取組み名称	ハラスメント、性暴力やDV等の暴力を容認しない意識の醸成	実績	内閣府が実施する「女性に対する暴力防止に関する運動」に合わせ、庁舎内を中心にパープルバルーンを設置し、暴力根絶と被害者の早期発見・早期支援について普及啓発を行った。加えて、「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」とタイアップし、PRを実施した。
			今後の取組み	・昨年に引き続き、内閣府が実施する「女性に対する暴力防止に関する運動」暴力根絶と被害者の早期発見・早期支援について普及啓発を行う。 ・らぶらすの「デートDV防止」にかかる出前講座を活用しながら、「被害者にならないため」の啓発に加え、「被害者にも加害者にもならないため」の啓発周知・啓発を図る。
2	取組み名称	ハラスメントを見逃さない取組み	実績	随時、研修等通じ「職場におけるハラスメントの防止に関する基本方針」の周知・啓発を行う。
			今後の取組み	関係所管と連携し、研修等通じ周知啓発を行う。
3	取組み名称	その場に居合わせた周囲の人が状況に応じた行動をとることで、犯行の抑止、被害の軽減につなげる「第三者による介入（アクティブ・バイスタンダー）」を増やす取組み	実績	
			今後の取組み	らぶらすの「男性の生きづらさ講座」において、「第三者による介入（アクティブ・バイスタンダー）」を取り上げる。差別やハラスメントの場面に遭遇した際、第三者として被害者を援護できるように、差別を差別だと認識できる知識と、適切な介入の仕方についての講座を実施する。

「第二次男女共同参画プラン後期計画に対するご意見・課題等」への対応状況				
基本目標		基本目標Ⅳ 多様性を認め合い、尊厳をもって生きることができる社会の構築		
プラン課題 10 性差に応じたことと身体 の健康支援				
ご意見・課題等			検討状況	
1	取組み名称	性に対する正しい理解の促進	実績	「多様性を学ぶリーフレット」を作成。現在、教育委員会と配布について調整を行っている。
			今後の取組み	小学4～6年生向けに、「多様性を学ぶリーフレット」を作成中。特別支援学級を含めた児童へ配布を行う予定。
プラン課題 12 性的マイノリティ等多様な性への理解促進と支援				
ご意見・課題等			検討状況	
1	取組み名称	区内事業者への働きかけ	実績	「多様性の尊重」等を経営戦略の柱とし、提案する事業者向けリーフレット「Find Your Reiwa Model」を作成し、配布した。【再掲】
			今後の取組み	事業者向けリーフレットを活用し、らぶらす事業として「事業者向け講座」を新たに実施する。【再掲】
2	取組み名称	教育分野への働きかけ（学校への出前講座等による理解促進、周知・啓発）	実績	・区立小学校の2地域の養護教諭に向け実施。
			今後の取組み	・小学4～6年生向けに、「多様性を学ぶリーフレット」を作成中。特別支援学級を含めた児童へ配布を行う予定。【再掲】 ・小学生向けに、性的マイノリティへの理解をすすめるための出前講座を行う。【再掲】
3	取組み名称	庁内における連携	実績	・「保健医療福祉総合計画」素案に、LGBTQへの配慮を記載した。 ・個別計画中に、「男女及びLGBTQ等多様な性を含めたすべての人が平等に利益を受けられるよう取組む」よう反映するよう依頼。
			今後の取組み	・就労に関し、安心して相談できるよう、就労支援機関との連携、周知・啓発を行う。
4	取組み名称	庁内におけるLGBTQ理解促進	実績	・職員向け性的マイノリティ理解促進研修を実施した。
			今後の取組み	・庁内ALLYを創出するため、有志による勉強会やワークショップ等を開催する。 ・庁内におけるLGBTQの方への対応にあたっては、性自認で対応するよう、周知や体制の整備を行う。 ・職員が差別的な対応をすることがないよう、自分自身のバイアスに気づき、ファシリテーション・対話能力を向上させるような、実行性のある研修を検討する。
5	取組み名称	区内事業者の同性パートナーのいる職員処遇の平等、LGBTQへのハラスメント禁止規程の整備に向けた取組み（特にらぶらす運営事業者をはじめとする区立施設運営受託事業者から、区との契約事業者、外郭団体等）	実績	・令和6年2月に昨年同様の受託事業者アンケート調査を行った。44事業者のうち、4事業者が同性パートナーの処遇平等の規定を、18事業者がソジハラスメント禁止の規定を整備。 ・区と契約を締結するすべての事業者に「契約履行にあたっての留意事項」を配付。多様性条例第7条「差別の解消等」に加え、第6条「事業者の責務」も特に遵守いただく条項として取り上げ、区内及び外郭団体への周知を行った。
			今後の取組み	・関係所管等とのワークショップを開催し、区内事業者の性的マイノリティに関する理解・取組みにできることから着手できるようなガイドラインを作成する。
6	取組み名称	パートナーシップ・ファミリーシップ制度の対象とならない、法律婚できない人（事実婚）の困りごとへの対応	実績	
			今後の取組み	・（法律婚やパートナーシップの当事者と比して）関係性の理解や権利・義務において、どのような違いや生きづらさ、困難があるのか研究する。 ・法に抵触しない範囲で、ファミリーシップだけでなく事実婚も、家族や保護者として取り扱うよう、各事業の内容に応じた検討を働きかける。
7	取組み名称	LGBT理解増進法施行に伴う周知・啓発	実績	イベント等を通じ「世田谷区パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の取組みについて」周知・啓発を行う。
			今後の取組み	・LGBT理解増進法施行の機会を捉え、社会情勢等を十分に考慮しながら、支援の必要性や「世田谷区パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の取組み」等に関する周知・啓発を行う。

「第二次男女共同参画プラン後期計画に対するご意見・課題等」への対応状況				
基本目標		推進体制 男女共同参画社会の実現に向けた方策		
方策1 男女共同参画センター「らぶらす」の機能の拡充				
ご意見・課題等			検討状況	
1	取組み名称	より多くの方が安心して、気軽に利用できる施設運営	実績	・研修室を自習室として開放し、稼働率の向上を図った。研修室だけでなく、3階活動コーナー等、相乗的な利用率の向上が見受けられた。 ・施設表示（看板）、ロゴ等のリニューアルを実施した。 ・壁紙の張替を行い、利用者にとって利用しやすい環境整備を行った。 ・子ども室を、親子が利用できるスペースとして開放した。
			今後の取組み	・令和6年度も引き続き、自習室として研修室を開放する。平常時は午後・夜間、土・日・祝及び、夏休み等の長期休暇期間は、空室があれば午前から利用できるように整えていく。 ・同様に、子ども室の開放も継続する。
2	取組み名称	区民・団体・事業者等の参加、参画、協働の推進	実績	・らぶらす事業として、区民企画協働事業を実施した。
			今後の取組み	・ニーズに応じ、区内小中学校や大学等に出席講座を実施するとともに、区内企業向けのらぶらす出前講座を実施する。 ・引き続き、区民企画協働事業の実施、活動支援等を行う。 ・区民を主体とした男女共同参画基礎講座の実施 ・らぶらすサポーターの拡充 ・地域における活動団体や大学生への学習支援
3	取組み名称	地域ネットワーク構築	実績	・らぶらす運営協議会を開催し、地域のステークホルダーと連携を図るとともに、得られた意見を運営に活かした。
			今後の取組み	・令和6年度も引き続き、らぶらす運営協議会を開催する。
4	取組み名称	広報、普及啓発	実績	・らぶらすノベルティとして、ネーム入りのウエットティッシュ・付箋を作成。 ・駒澤大学で開催された「せたがや居場所サミット」に出展し、らぶらすの事業紹介と共に、ノベルティを配布した。 ・らぶらす紹介リーフレットリニューアル作成し、配布した。 ・HPリニューアル ・Instagramを活用した周知を開始した。
			今後の取組み	・引き続き、らぶらすノベルティを作成し、区内外で行われるイベントに出展し、来場者にらぶらすリーフレットとともに配布する。 ・相談リーフレットを作成し、関係機関に配布する。
5	取組み名称	公平・公正・中立性を担保した事業運営	実績	・すべての講座について、企画書の段階から公平・公正・中立性を担保するよう、複数で確認し、必要があれば、らぶらす職員に講座に立ち会おうよう依頼している。
			今後の取組み	・令和5年度の「離婚をめぐる法律・制度活用講座」において、講義の中で不適切な行為を助長するような内容が含まれていた等の指摘を真摯に受け止め、今後の講座の選定・講義内容の設定、講師の選定等に当たって十分に考慮し、より良い講座運営に努める。
方策2 区職員の男女共同参画の推進				
ご意見・課題等			検討状況	
1	取組み名称	庁内における情報発信や意見交換の場の創出	実績	・にじいろ通信、職員セルフチェックを実施
			今後の取組み	・にじいろ通信、職員セルフチェックを引き続き実施する。 ・庁内若手職員を中心とした意見交換の場を創出する。
2	取組み名称	障害者の自立生活など区政全般におけるジェンダーの視点	実績	・庁内部長級で構成される「男女共同参画推進会議」にて、全所属への「ジェンダー主流化」について依頼。【再掲】
			今後の取組み	・複合化した問題が何かを明らかにし、適切な支援の取組みにつなげていくことで、ジェンダー主流化を推進する。 ・あらゆる分野における事業の計画・実施・評価検証等のそれぞれのプロセスにおいて、性別による不平等が持続しないようジェンダー主流化を実践していく。 ・管理職がジェンダー主流化の理解を深め、職場において具体的に推進していけるよう、考え方や進め方に関する手引きを作成する。 ・ジェンダー主流化の実践に向けて、領域分野とジェンダー双方に理解のある専門家の活用を検討する。

方策3 推進体制の整備・強化				
ご意見・課題等			検討状況	
1	取組み名称	苦情処理委員会の相談件数の少なさ、周知不足	実績	
			今後の取組み	・申立てやプロセス等、利用しやすい制度になるよう、検討を行う。
2	取組み名称	地域における男女共同参画の推進及びネットワークの構築	実績	・世田谷版男女共同参画タウンミーティングを開催し、国立女性教育会館理事長の萩原なつ子氏の講演、ワークショップを実施した。
			今後の取組み	引き続き、タウンミーティングを開催し、持続性の高い取組みを目指すのと同時に、地域単位での活動にも幅を広げ、地域型の事業も検討する。
3	取組み名称	「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」施行に向けた庁内体制の整備	実績	
			今後の取組み	・国の基本方針と東京都の基本計画に基づき、区の基本的な方針を策定するとともに、支援策の現状を可視化し、庁内関係部署と連携して包括的な支援の提供を目指す。 ・都の基本計画を踏まえながら、区としてすべき支援策を検討する。 ・関係所管に学識経験者を交えた「困難な問題を抱える女性への支援あり方検討会」を設置し検討を行う。
4	取組み名称	若年女性の居場所づくり、早期発見・早期支援の仕組みづくり	実績	
			今後の取組み	・「困難な問題を抱える女性への支援あり方検討会」において、若年女子支援についても検討する。 ・令和6年度、らぶらすにて若年女性カフェを開催。
5	取組み名称	各種助成事業の積極的な活用	実績	・国の地域女性活躍推進交付金を活用し、男女共同参画センターらぶらすで行っている「女性相談」「男性相談」の拡充について申請・採択された。
			今後の取組み	引き続き、地域女性活躍推進交付金、民間団体支援強化・推進事業を始めとする各種助成事業を活用する。
6	取組み名称	基本計画の成果指標と男女共同参画プランの多岐にわたる施策との関連性の分析	実績	・令和6年度実施の男女共同参画に関する区民意識・実態調査について、基本計画の成果指標「自分らしく安心して暮らしていると感じる区民の割合」についての設問の検討を進めた。
			今後の取組み	・11月に実施予定の、男女共同参画に関する区民意識・実態調査に向けて、引き続き設問の検討を進める。

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There is no handwriting or other markings on the paper.